

あかぎ信用組合 平成30年度の概況

DISCLOSURE 2019



経営理念

信頼と成長

あかぎ信用組合はあらゆる活動を通じて組合員との相互信頼を築き、組合員の成長に寄与し、組合員を通じて地域社会の発展に貢献することを経営の理念といたします。

クレド ～信条～



ミッション(使命)

あかぎ信用組合という名前をもつ私たちは「名は体を表す」の言葉そのままに
Active … 地域を活性化したい
Kind … いつも優しくありたい
Grow … とともに成長したい
常にこうありたいと考えています
これは私たちに課せられた使命であると同時に
お客さまそして私たち自身との約束でもあります

バリュー(価値観)

- 1.私は、地域の皆さまとの絆を深めるため、地域活動に積極的に参加します
- 2.私は、お客さまとライフプランを共有し、その実現のためにアイデアを提供します
- 3.私は、地域の一員であることを自覚し、そこに暮らす人や企業を後押しします
- 4.私は、お客さまへの感謝の気持ちを忘れずに、明るく笑顔であいさつします
- 5.私は、地域の皆さまに愛される存在になるために、常に前向きにお客さま目線で物事を考えます
- 6.私は、上質なサービスをスピーディーに提供し、たくさんの“ありがとう”を集めます
- 7.私は、どんなときでも思いやりの心を持ち、気持ちよく仕事のできる職場環境を築きます
- 8.私は、自分自身の成長のため、常にチャレンジ精神をもって行動します
- 9.私は、仲間とのコミュニケーションを通じて自己を高め、新しい発想で物事を考えます

クレド … 信条や約束を意味する言葉で、当組合では経営理念を実現するための価値観・行動指針と定義しております。

組合概要

| | | | |
|-------|----------------|-----------|--------------------|
| 名 称 | あかぎ信用組合 | 預 金 残 高 | 117,664百万円 |
| 所 在 地 | 群馬県前橋市六供町856-1 | 貸 出 金 残 高 | 76,151百万円 |
| 設 立 | 昭和29年5月17日 | 職 員 数 | 161人(男性101人・女性60人) |
| 出 資 金 | 3,185百万円 | 店 舗 数 | 13店舗 |
| 組合員数 | 32,962人 | | (平成31年3月31日現在) |

ごあいさつ

皆様には、平素よりあかぎ信用組合に温かいご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成30年度の経済環境を顧みますと、雇用・所得の改善が続く一方で米中の貿易摩擦や中国の景気減速などの不透明感から、日本銀行も金融緩和策の出口を模索するものの結果として低金利環境は続き、利鞘は一層縮小し地方銀行の6割が赤字減益となる見込みとなるなど金融機関の収益環境はさらに厳しい状況となりました。

こうした中、当組合では3ヶ年にわたる第七次経営計画に基づき「働きやすい環境づくりの創造」、「地方創生への参画と収益基盤の強化」ならびに「経営管理態勢の強化」を経営基本方針に掲げて業務運営を行ってまいりました。当年度は同計画の最終年度にあたり、その仕上げとして、将来の顧客営業基盤として「若手経営者・後継者の会」の会員拡充を図るとともに、金融仲介機能の発揮や信用供与の維持・拡大として担保・保証や財務だけに捉われない「事業性評価」の導入・定着に向けた取り組みに着手いたしました。

しかしながら、昨今のAIやフィンテックに代表される顧客サービス、特に決済サービスにおける利便性の向上は金融・非金融といった業態の枠組みを超えたものとなっており、顧客本位の視点に立った総合的なサービスを提供し、地域経済の活性化や地域社会に貢献していくことがこれまで以上に求められる時代になっております。当組合といたしましては、AIにも勝る「温もり」や、地域を和ませ盛り上げるといった「親身な」コンサルティングや関わりによって存在感を示していくことが重要であると考えており、経営理念にお示しているように「あらゆる活動」、とりわけ地域行事へ参画すること、地域コミュニティを提供すること、そしてつながっている地域につながることを通じて、社会経済環境や役割の変化に対応していきたいと考えております。

また、今日の世界的な要請である「マネー・ローンダリング」や「サイバーセキュリティ」への対応についても、中央団体ほか各方面と共助・協働して取り組んでいきたいと考えております。

つきましては、ここにお届けするディスクロージャー誌をご高覧のうえ、当組合の現況と経営内容にご理解を深めていただくとともに、今後とも格別のご理解と更なるご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和1年7月
あかぎ信用組合

理事長 **小林 正弘**

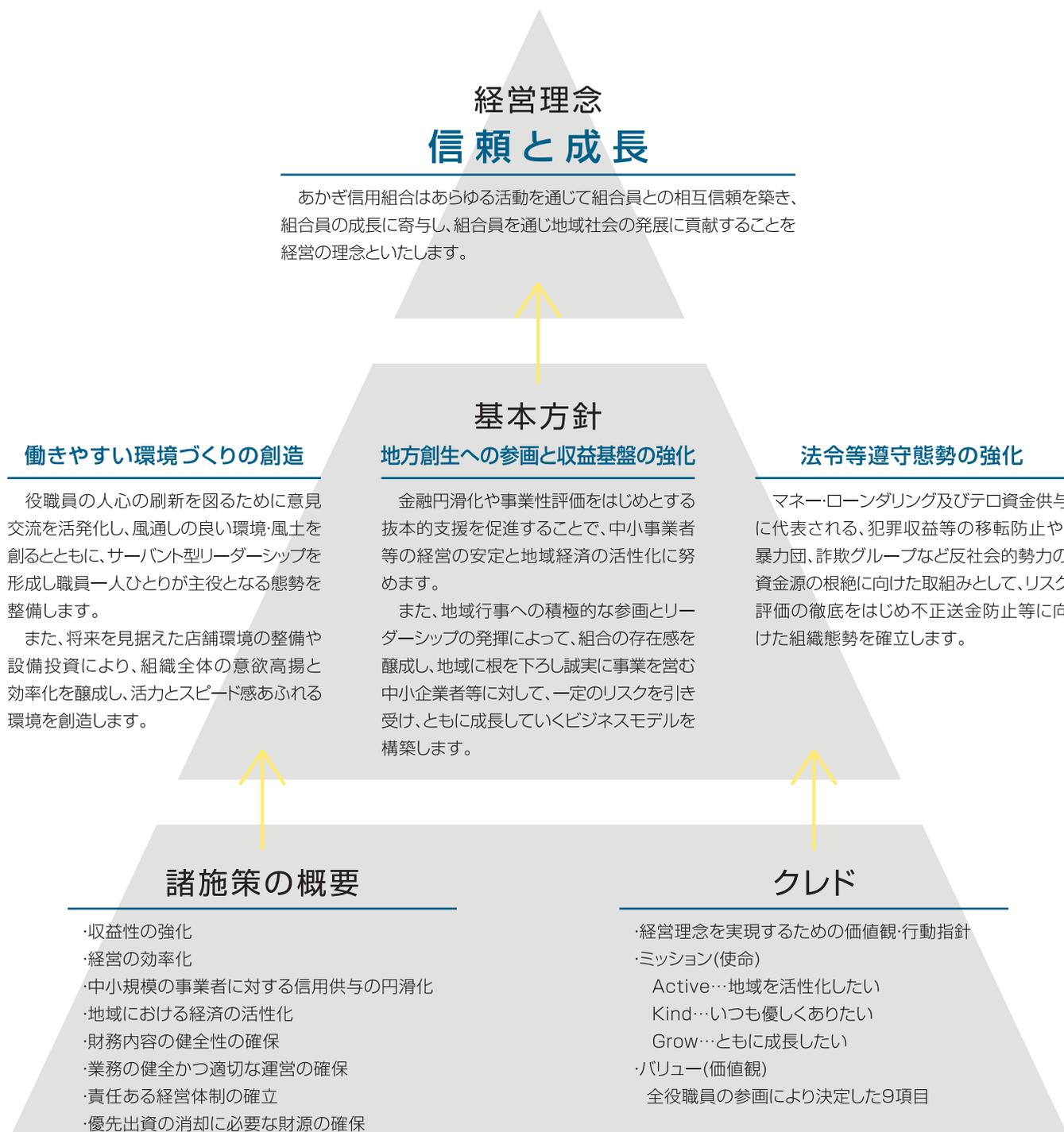
目次

| | | | |
|------------------------------|----|---------------------|----|
| 経営理念・ credo・組合概要 | 1 | 安心してお取引いただけるための取り組み | 17 |
| ごあいさつ | 2 | リスク管理への取り組み | 21 |
| 第八次経営計画 | 3 | あかぎ信用組合ができるまで | |
| トピックス | 4 | 総代会に関する事項 | 23 |
| 業績ハイライト | 5 | 組織の概要 | 25 |
| 皆様の地域に貢献するためにできること | | 皆様にご満足いただけるサービスを | |
| 地域密着型金融への取り組み(金融仲介機能のベンチマーク) | 7 | 商品・サービスのご案内 | 27 |
| 預金と融資を通じた地域貢献 | 13 | お客様アンケートの結果 | 30 |
| 組合員組織の活性化 | 14 | 手数料のご案内 | 31 |
| その他地域貢献への取り組み | 15 | 資料編 | 33 |
| 安心してお取引いただける金融機関であるために | | 開示項目一覧 | 52 |
| コンプライアンス(法令等遵守)の取り組み | 16 | 営業地区、店舗一覧 | 53 |

*本冊子における各数値は、特段のことわりのない限りすべて単位未満切捨て(%表示については小数第三位以下切捨て)で表示しております。

第八次経営計画

令和元年度を初年度とする第八次中期経営計画(3ヶ年)を策定しました。経営理念である「信頼と成長」のもと、経営の基本方針とこれを支える諸施策の履行、ならびに役職員の行動指針であるクレドの実践により、組合員の皆様との信頼関係を築き、組合員の皆様とともに成長し、地域社会・地域経済の発展への貢献を目指してまいります。



トピックス

平成30年度においてもお客様の利便性向上や地域社会への貢献のため、さまざまな活動を行ってまいりました。これからもすべての皆様に信頼される「あかぎ」であることを目指し、引き続きよりよいサービスのご提供に努めていきたいと考えております。

新商品「しんくみ相続信託」取り扱い開始

申込人さま(ご本人さま)からお預かりした資金を、相続が発生した際に、複雑な手続きに悩まされることなく、あらかじめご指定いただいた受取人の方に一括でお渡しできる商品です。

また、100万円から手軽に始めていただける上、信託期間中の中途解約も可能であり、元本が保証されている商品であるため安心です。

すぐ必要になるお金に備える

しんくみ
相続信託 **元本保証**



もしものとき——。
ご家族の頼りは、
引き出しやすい資金です。

商品概要

| | |
|--------------------|-------------------------|
| 対象 | 個人のお客さま |
| 受取人 | 1契約あたり1名(相続人となる予定の方) |
| 申込金額 | 100万円以上500万円以下(100万円単位) |
| 信託期間 | 最長30年(年1回配当) |
| ※管理報酬および申込・解約手数料なし | |

※「しんくみ相続信託」は、オリックス銀行の「かんたん相続信託」の仕組みを応用した、信用組合専用の遺言代用信託です。当組合は、この商品に係る信託契約の締結を媒介する立場であり、締結の代理は行いません。ご契約に際しては、お客さまとオリックス銀行株式会社のご契約の当事者となります。当組合は、お客さまからこの商品に係る財産の預託を受けることについて、オリックス銀行から権限の付与を受けております。そのため申込手続きから相続時の資金の受取りまで、当組合を窓口に行うことができます。

融資商品の充実

この地域に根を下ろして事業を営む方々や生活する方々に対し、円滑な資金供給を実現するために融資商品の充実を図りました。

これらのラインナップを背景に、お客さまに応じた適切なご提案が出来るように努めてまいります。

■新しくラインナップに加わった商品

| 商品名 | 商品内容 |
|----------------|--|
| 創業支援「プライム」 | これから事業を開始される方、開始されて間もない方を対象にした事業資金です。(日本政策金融公庫との協調商品) |
| 事業再生支援「サポート」 | 適切な再生計画を策定し事業再生を図りたい方向けの事業資金です。(日本政策金融公庫との協調商品) |
| 事業承継支援「バトン」 | 事業承継をお考えの方、または5年以内に事業の承継をご予定の方向けの事業資金です。(日本政策金融公庫との協調商品) |
| トラスト総合口座(個人向け) | お引出し・引落し額が預金残高(総合口座の場合は貸越極度額)を超える場合、契約極度額を限度としてご利用可能な商品です(無担保・無保証) |

多彩なネットワークの構築に向けて

当組合では、地域の各種団体や外部専門機関との連携を強化し、相互のネットワークやノウハウを最大限活用することにより、組合員の皆様の経営上の課題解決や地域の産業振興に貢献しております。平成30年度は新たに以下の団体との連携協定を締結いたしました。

前橋市

地域活性化を目的とした包括連携協定。地域経済振興及び雇用促進、環境・防犯・防災・保険・福祉・人材育成に関することなど、当組合として関与できる項目において対応する。(2月)



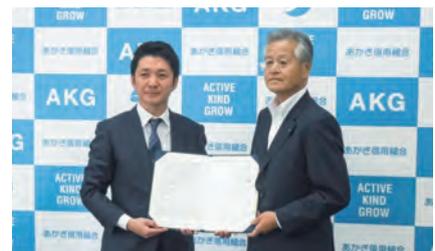
群馬伊勢崎商工会

相互協力の充実等により、当該事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とした連携協定。事業所支援、新規開業・事業承継支援、同商工会の業種別部会活動および後援会活動に関することなど。(11月)



M&Aマーケット「TRANBI」

後継者問題に悩む中小企業経営者への事業承継支援サービス強化のため、また事業の拡大・発展を目指す経営者への機会提供のために業務提携。(5月)



預金・貸出金

■ 預金残高…………… **117,664**百万円

■ 貸出金残高…………… **76,151**百万円

預金は、法人預金の増加により、前期比1,031百万円(0.88%)増加いたしました。

貸出金は、引き続き「中小事業者等に対する金融機能強化計画」に基づき事業性融資を中心に推進を行いました。各方面との連携や後援会組織の活性化を背景に、地域の中小事業者等に積極的な資金供給を行った結果、前期比2,306百万円(3.12%)増加いたしました。



主要な損益

■ コア業務純益…………… **135**百万円

■ 業務純益…………… **153**百万円

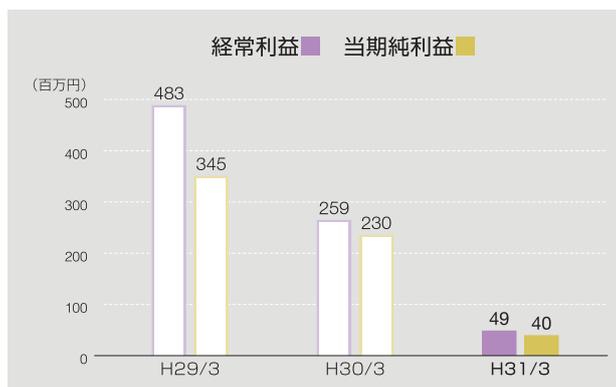
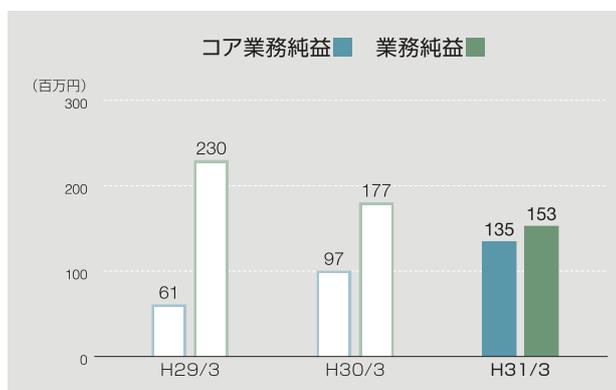
■ 経常利益…………… **49**百万円

■ 当期純利益…………… **40**百万円

当期は、マイナス金利政策の継続により金融機関にとっては厳しい経営環境にありましたが、本来業務から得た利益を示す指標であるコア業務純益は、貸出金の伸長に伴う利息収入の増加などにより前期比38百万円増加して135百万円となりました。

一方、不良債権の発生や貸倒引当基準の厳格化による与信コストの増加により、経常利益は前期比209百万円の減少、最終的な当期純利益は190百万円の減少にそれぞれなりました。

*コア業務純益は、業務純益から一時的な要因(一般貸倒引当金繰入額や債券売却損益等)を控除したものです。



自己資本比率

■ 自己資本比率…………… **7.77%**

■ 自己資本額…………… **5,696**百万円

金融機関の健全性を示す自己資本比率は、総リスク資産に対する自己資本の割合をもって表し、国内のみで業務を展開する金融機関が達成すべき最低基準は4%とされております。

当期は、自己資本額が横ばいだったのに対し、貸出金残高の増加等に伴い総リスク資産が3,165百万円増加した影響により、自己資本比率は前期比0.28ポイント低下しました。



不良債権比率

■ 不良債権比率…………… **3.87%**

■ 不良債権額…………… **2,955**百万円

厳格な自己査定に基づく償却・引当のほか、抜本的な事業再生支援手法であるDDS(資本性借入金)の活用など、資産の健全化に積極的に取り組んでおります。当期は、不良債権額が232百万円減少し、不良債権比率は0.44ポイント低下いたしました。

なお、不良債権のうち81.64%は担保・保証及び貸倒引当金によって保全が図れており、保全額を差し引いた実質的な不良債権の比率は0.71%であることから、十分な引当を実施しているといえます。

*本項目の数値は、P.42「金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況」に基づいて記載しております。



皆様の地域に貢献するためにできること

地域密着型金融への取り組み ～地域経済の活性化に向けた金融仲介機能の発揮について～

当組合は、経営理念「信頼と成長」のもと、あらゆる活動を通じて組合員の皆様との相互信頼を築き、皆様の成長に寄与し、ひいては地域社会の発展に貢献することを目指しております。日常的な活動においても、地域経済の活性化に向け、資金供給者としての役割にとどまることなく、さまざまななかたちで皆様を支援する取り組みを進めてまいりました。この地域密着型金融への取り組みについて、「金融仲介機能のベンチマーク」を活用しながら、以下のとおり公表いたします。

金融仲介機能のベンチマークとは…

金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標として、平成28年9月に金融庁が策定・公表したものです。

共通ベンチマーク **共通** …全ての金融機関が金融仲介の取り組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するための指標

選択ベンチマーク **選択** …各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる指標

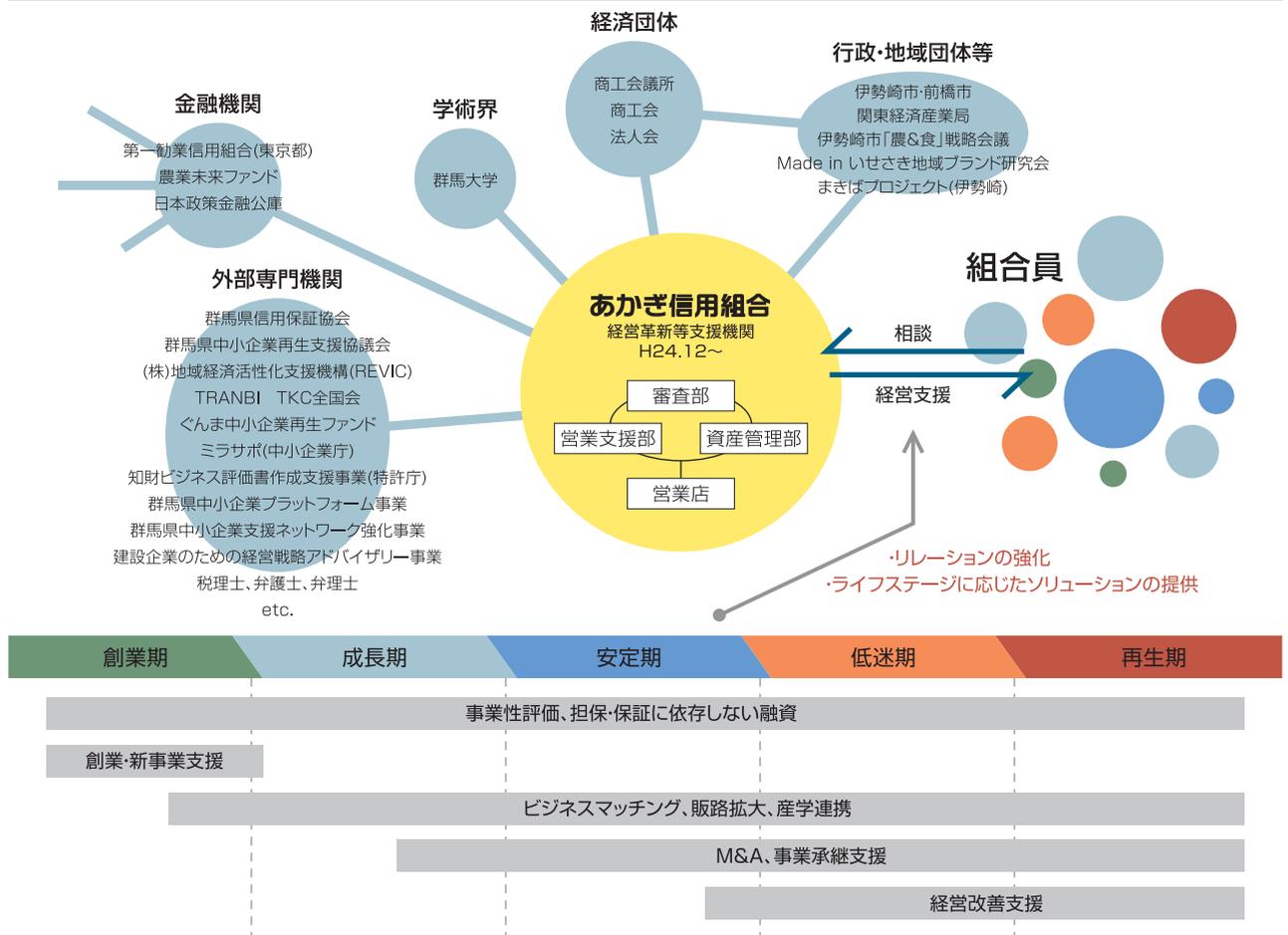
独自ベンチマーク …上記のほか、より相応しい指標がある場合に各金融機関が任意に設定する指標

1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

中小企業の経営支援に関する取り組みの方針

当組合は、地域密着型金融の積極的な取り組みを通じ、お客さまとの日常的・継続的な交わりにより、経営の悩み等を率直に相談できる信頼関係を築きます。そして、そこで得られた情報をもとに経営の目標・課題をモニタリングし、お客さまのライフステージ等を見極めたうえで、国や地方公共団体、外部専門家・外部支援機関等と連携し、最適なソリューションの提供に努めます。また、地域の面的な再生への積極的な参画を行い、成長分野の育成、産業集積による高付加価値等に向けた取り組みや地方公共団体が行う地域活性化に関するプロジェクトに対し、情報や人材を提供し、地域貢献いたします。

中小企業の経営支援に関する態勢



事業性評価の取り組み

事業性評価 事業性評価とは、金融機関が、現時点の財務データや担保・保証に過度に依存することなく、企業訪問や経営相談等を通じて情報を収集し、事業内容や成長の可能性などを適切に評価することです。これに基づく助言や融資により、取引先の課題解決や成長支援に貢献することを目指しております。

また、(株)地域経済活性化支援機構(通称:REVIC)の持つ知見やノウハウを吸収するため、同機構の実施する特定専門家派遣制度を活用するほか、同じく短期トレーニー制度に参加した3名の職員を中心とした継続的な内部研修を実施するなど、事業性評価に関する意識やスキルの向上に取り組んでおります。

担保・保証に依存しない融資 お客様の事業内容に関する理解や成長可能性等に基づき、担保・保証に過度に依存することなく、最適な手法による資金供給に取り組んでおります。

| 選択39 | (単位:回、人) | H31/3 | H30/3 |
|-----------------------|----------|-------|-------|
| 取引先の本業支援に関連する研修等の実施状況 | | | |
| 研修実施回数 | | 4 | 4 |
| 参加者数 | | 52 | 19 |
| 資格取得者数 | | *68 | 12 |

*きんざいエキスパート、事業性評価人、動産鑑定アドバイザー

| 共通5 | (単位:社、億円) | H31/3 | H30/3 |
|------------------------------------|-----------|--------------|--------------|
| 事業性評価に基づく融資を行っている与信先数、及び全与信先に占める割合 | | 181 11.1% | 124 7.7% |
| 上記与信先に対する融資残高、及び全体に占める割合 | | 285 54.9% | 204 41.0% |

| 選択5 | (単位:社) | H31/3 | H30/3 |
|----------------------------------|--------|-------|-------|
| 事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行っている先 | | 393 | 305 |
| 上記のうち、労働生産性向上のための対話を行っている先 | | 235 | 248 |

| 選択7~11 | (単位:社、億円) | H31/3 | | H30/3 | |
|--|-----------|----------------|-------------|----------------|--------------|
| | | 先数 | 残高 | 先数 | 残高 |
| 全与信先数、及び融資残高 | | 1,626 | 519 | 1,614 | 493 |
| 無担保融資の先数、及び融資残高 (下段は全体に占める割合、以下同じ) | | 1,070 65.8% | 95 18.2% | 1,056 65.4% | 132 26.8% |
| 根抵当権を設定していない与信先数 | | 1,323 81.4% | - | 1,287 79.7% | - |
| 無保証のメイン取引先数 | | 421 25.9% | - | 343 21.3% | - |
| 信用保証協会付の融資残高 | | - | 37 7.1% | - | 36 7.3% |
| 100%保証付きの融資残高 | | - | 10 1.9% | - | 15 3.0% |
| 経営者保証に関するガイドラインの活用先数 (H27.4以降の累計。P12に詳細を記載) | | 256 15.7% | - | 225 13.9% | - |

リレーションの強化

組合員の皆様との日常的・継続的な関わり合いを通して、経営上の目標実現や課題解決に向け、営業店・本部が一体となってサポートさせていただきます。加えて、外部専門家の知見を活用するほか、各界と連携するなど、多彩なネットワークに裏付けられたコンサルティング機能の充実にも取り組んでおります。

融資協議書作成支援システム 本システムの導入に伴い貸出審査業務を電子化しております。これにより融資情報の発生段階から営業店・本部間で情報を共有しながら審査を進めていく態勢が整い、財務内容や担保に過度に依存することなく、事業や人をみた適切な提案を速やかに行うことが可能となりました。書類の作成・授受のために要していた時間の削減と併せ、有意義な訪問活動とスピード感のある対応に努めております。

| 共通1 | (単位:社、億円) | H31/3 | H30/3 | H29/3 |
|---------------|-----------|-------|-------|-------|
| メイン先数 | | 585 | 565 | 595 |
| 融資残高 | | 350 | 321 | 304 |
| 経営指標等が改善した先数 | | 300 | 228 | 346 |
| 上記先に係る融資残高の推移 | | 264 | 206 | 235 |

*経営指標等…売上高、営業利益率、労働生産性等の指標

| 選択1~2 | (単位:社) | H31/3 | H30/3 | H29/3 |
|-----------------------------|--------|--------------|--------------|--------------|
| 全取引先数の推移 | | 1,626 | 1,614 | 1,580 |
| メイン取引先数の推移 (下段は全体に占める割合) | | 458 28.2% | 462 28.6% | 477 30.2% |

*本計表における「メイン先」は、資産査定先及び融資残高100万円以上の先を指します。

| 選択31 | (単位:日) | H31/3 | | | | H30/3 | | | |
|------------------------------------|-------------|-------|------|--------|--------|-------|------|--------|--------|
| | | 設備資金 | 運転資金 | 経常運転資金 | 赤字補填資金 | 設備資金 | 運転資金 | 経常運転資金 | 赤字補填資金 |
| 融資申込みから実行までの平均日数 (債務者区分別、資金使途別) | 正常先 | 4.3 | 3.1 | 2.9 | 3.4 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 |
| | その他要注意先 | 4.9 | 3.8 | 4.1 | 4.1 | 4.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 |
| | その他(要管理先以下) | 6.1 | 5.9 | 5.8 | 5.7 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 |

| 選択4 | (単位:回、時間) | H31/3 | H30/3 |
|-----------------|-----------|-------|-------|
| 取引先への月単位の平均接触頻度 | | 2.4 | 1.9 |
| 取引先への月単位の平均面談時間 | | 0.5 | 0.4 |

| 選択33 | (単位:億円) | H31/3 | H30/3 |
|-----------------------|---------|-------------|-------------|
| 運転資金 | | 226 | 221 |
| 短期融資の額、及び運転資金全体に占める割合 | | 99 43.8% | 88 39.6% |

ライフステージに応じたソリューションの提供

| 共通4 | | (単位:社、億円) | 全与信先 | 創業期 | 成長期 | 安定期 | 低迷期 | 再生期 |
|------------------------------|-------|------------|--------------|-----------|------------|------------|-----------|----------|
| ライフステージ別の与信先数(単体)、 及び融資残高 | H31/3 | 先数 融資残高 | 1,626 519 | 86 32 | 188 121 | 423 262 | 186 62 | 49 5 |
| | H30/3 | 先数 融資残高 | 1,614 493 | 126 48 | 171 122 | 431 240 | 124 30 | 64 11 |

| 選択14 | | (単位:社、億円) | 全与信先 | 提案先 | 割合 |
|----------------------------------|-------|------------|--------------|------------|---------------|
| ソリューション提案先数・融資残高 及び全与信先に占める割合 | H31/3 | 先数 融資残高 | 1,626 519 | 93 103 | 5.7% 19.8% |
| | H30/3 | 先数 融資残高 | 1,614 493 | 115 100 | 7.1% 20.3% |

ライフステージの定義
 創業期…創業・第二創業から5年以内
 成長期…売上高平均で直近2期が過去5年の120%超
 安定期…同上 80%~120%
 低迷期…同上 80%未満
 再生期…貸付条件の変更または3か月以上延滞あり
 ※判定不能な先は全与信先のみ含まれます。

| 選択15 | | (単位:社) | メイン先数 | 提案先 | 割合 |
|--------------------------------|-------|--------|-------|------|----|
| メイン取引先のうち、経営改善提案を行っている 先の割合 | H31/3 | 458 | 44 | 9.6% | |
| | H30/3 | 462 | 44 | 9.5% | |

創業期

■ 創業・新事業支援

創業や新事業の開拓を目指す方々に対して、情報提供・計画策定・資金供給など、それぞれのステージに応じた支援を行い、地域経済の持続的な成長への貢献に取り組んでおります。

AKG創業支援プロジェクト 伊勢崎地区の方を対象とした創業支援セミナー「創業學舎ISESAKI」を立ち上げ、今年度は計6回開催し、のべ120名の方にご参加いただきました。(共催:まきばプロジェクト、後援:伊勢崎市等)また、営業エリア内に支援の輪を広げていくことを目指しております。



| 共通3 | | (単位:社) | H31/3 | H30/3 |
|------------------------|------|--------|-------|-------|
| 当組合が関与した創業、 第二創業の件数 | 創業 | 46 | 67 | |
| | 第二創業 | 7 | 5 | |

| 選択16 | | (単位:社) | H31/3 | H30/3 |
|---------------------|--|--------|-------|-------|
| 支援内容別の創業支援先数 | | | | |
| ①創業計画の策定支援 | | 19 | 23 | |
| ②創業期の取引先への融資(プロパー) | | 38 | 60 | |
| ②創業期の取引先への融資(信用保証付) | | 10 | 13 | |
| ③政府系金融機関や創業支援機関の紹介 | | 4 | 9 | |
| ④ベンチャー企業への助成金・融資・投資 | | 0 | 0 | |

*1社に対して複数内容の支援を行っている場合もあります。

創業支援・新事業開拓支援資金の実行件数・金額

| (単位:百万円) | H31/3 | H30/3 |
|-----------|-----------|-----------|
| 創業支援資金 | 65件 1,654 | 95件 1,563 |
| 新事業開拓支援資金 | 65件 1,754 | 67件 1,984 |

*資金用途を限定した商品に限らず、当該資金用途としての実績の把握が可能なものを含まれます。

成長期
安定期

■ ビジネスマッチング

組合員同士のマッチング 日々の活動を通じて蓄積した情報や組合内のネットワークを活用し、お客様同士をマッチングしニーズの実現に協力しております。また、お客様の売りたい・買いたいなどの情報を共有するデータベース情報掲示板システムを構築しております。

そのほか、組合員組織であるあかぎクラブ・健山会の活性化に向けた取り組みにより、組合員同士がビジネスパートナーになれる環境を醸成しております。

| (単位:件) | H31/3 | H30/3 |
|----------------|-------|-------|
| ビジネスマッチング成約件数… | 114 | 148 |

アグリビジネス支援 第一勧業信用組合(東京都)と連携し、取引先農業者の都内への販路拡大を支援しております。また、県下信用組合との共催により、アグリビジネス商談会を開催いたしました。当組合からは8先が出展、7先がバイヤーとしてご参加いただきました。

しんくみ食のビジネスマッチング展 信用組合のお取引先を対象とした全国規模の商談会・物産展です。(毎年開催@東京)

産学連携 群馬大学との産学連携に関する協定を締結し、緊密な情報交換により、研究成果のシーズと地域企業の技術ニーズのマッチングや取引先の技術相談の支援など、地域社会の発展に貢献できる態勢を整えております。

M&A、事業承継支援

群馬県事業引き継ぎセンターを活用した事業承継のサポートや、事業を引き継いだ若手経営者等を対象とした経営セミナーの開催などに取り組んでおります。

| 選択19・21 | (単位:社) | H31/3 | H30/3 |
|----------|--------|-------|-------|
| M&A支援先数 | | 1 | 0 |
| 事業承継支援先数 | | 7 | 3 |

TRANBIとの業務提携 中小企業自らがM&Aを行うことができるオンラインプラットフォーム「TRANBI」をご紹介し、事業承継や経営戦略の実現に役立てていただける環境を整えております。

当組合取引先の事業承継の状況 (調査基準日 平成30年12月末)

| | |
|--------------------|-------|
| 調査対象先数 | 1,432 |
| 調査時期尚早 | 564 |
| 後継者不在 | 333 |
| 後継者がいる。または目途がたっている | 535 |
| 経営者平均年齢 | 59歳 |

低迷期
再生期

経営改善・事業再生等の支援

中小企業再生支援協議会等の活用 取引先の経営改善支援のため、専門機関である群馬県中小企業再生支援協議会を積極的に活用しております。また、抜本的な再生支援手法であるDDS(資本性借入金)にも取り組んでおります。

| | (単位:社) | H31/3 | H30/3 |
|--------------------|--------|-------|-------|
| 中小企業再生支援協議会活用先…… | 10 | 12 | |
| うち 計画承認先…… | 7 | 9 | |
| うち 計画検正中…… | 0 | 1 | |
| うち 持込計画原案完了…… | 0 | 0 | |
| うち 事前協議…… | 3 | 1 | |
| うち 持込計画原案策定支援…… | 0 | 0 | |
| うち DDS(資本性借入金)実施…… | 0 | 1 | |

金融円滑化への取り組み 中小企業円滑化法の趣旨に則り、貸付け条件の変更等の申込み手続きに適切かつ積極的に取り組んでおります。詳細はP.12をご覧ください。

| 共通2 | (単位:社) | H31/3 | H30/3 |
|-----------------|--------|-------|-------|
| 貸付条件の変更先数 | | *196 | 206 |
| 経営改善計画の 進捗状況 | 好調先 | 4 | 9 |
| | 順調先 | 45 | 44 |
| | 不調先 | 18 | 16 |
| | 計画未策定先 | 129 | 137 |

*正常先4先、その他要注意先124先、要管理先0先、破綻懸念先24先、実質破綻先破綻先45先

| 選択23 | (単位:社) | H31/3 | H30/3 |
|-------------------------|--------|--------------|-------------|
| 事業再生支援先における 実抜計画策定先数 | | 167 | 147 |
| うち未達成先数及び 全体に占める割合 | | 126 75.4% | 33 22.4% |

経営改善支援への取り組み 経営支援集中先を選定したうえで計画策定支援・計画実行モニタリングを継続的にを行い、取引先の経営改善支援に取り組まれました。

取り組みに際しては、中小企業再生支援協議会や認定支援機関である地元税理士法人(業務提携先)などの外部専門機関等との連携を図り、質の高い経営支援・事業再生支援を実現しております。

| | (単位:先数) | H31/3 | H30/3 |
|-------------------------------|---------|-------|-------|
| 期首債務者数 A…… | 1,614 | 1,580 | |
| 経営改善支援取り組み先 α …… | 186 | 169 | |
| 期末に債務者区分がランクアップした先 β …… | 11 | 13 | |
| 期末に債務者区分が変化しなかった先 γ …… | 154 | 141 | |
| 再生計画を策定した先 δ …… | 108 | 96 | |
| 経営改善支援取り組み率 α / A …… | 11.5% | 10.7% | |
| ランクアップ率 β / α …… | 5.9% | 7.7% | |
| 再生計画策定率 δ / α …… | 58.1% | 56.8% | |

- 1.期首債務者数は平成30年4月当初の債務者数です。
- 2.債務者数、経営改善支援取り組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む)であり、個人ローン、住宅ローンなどの先は含んでおりません。
3. β は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取り組み先で期中に完済した債務者は α には含まれますが β には含んでおりません。
4. δ は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
- 5.期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

| 選択24 | (単位:社、億円) | H31/3 | H30/3 |
|--|-----------|----------|----------|
| 事業再生支援先における DES・DDS・債権放棄を行った 先数(上段)、及び実施金額(下段) | | 5 3.5 | 5 3.5 |

*累計ベース

| 選択25 | (単位:年) | H31/3 | H30/3 |
|--------------|--------|-------|-------|
| 破綻懸念先の平均滞留年数 | | 2.58 | 3 |

共通

ファンドの活用

信用組合共同農業未来ファンド 6次産業化や法人化を目指す農業従事者、異業種からの農業参入を目指す企業に対する経営支援を行うものです。(全国9信組等が共同出資により設立し、当組合もこれに参加)

ぐんま医工連携活性化ファンド 県内において医療産業の振興に資する事業を行う製造業を中心とした事業者を支援するファンドに出資しております。

*上記2ファンドはいずれも投資事業有限責任組合です。

| 選択20 | (単位:社) | H31/3 | H30/3 |
|-------------|--------|-------|-------|
| ファンドの活用推進先数 | | 1 | 5 |

■ニーズに応じた最適な資金供給

業種・業況・資金使途などに応じた様々な資金需要に対し、多彩な商品構成をもって最適な手法での資金供給を行っております。また、ABL(動産担保・売掛債権担保融資)も活用しております。

| (単位:百万円) | H31/3 | H30/3 | |
|--------------------|-----------|-------|-------|
| ABL(動産担保)..... | 49件 1,508 | 47件 | 1,682 |
| 当座貸越「活力」(極度額)..... | 13件 71 | 74件 | 634 |
| 短期資金「短コソ活力」..... | 82件 665 | 117件 | 952 |
| 経営支援資金「活力」..... | 15件 49 | 32件 | 107 |

日本政策金融公庫との協調商品 様々な分野で高い専門性を有する日本公庫と地域に根差す当組合が協調することで、お客様にとって資金調達が多様化と安定化をもたらします。

- ・創業支援融資「プライム」
- ・事業再生支援融資「サポート」
- ・事業承継支援融資「バトン」

2. 地域の面的再生への積極的な参画

日常的・継続的な活動によって得られる取引先や地域の各種情報を蓄積しつつ、地域の面的再生に向け当組合が貢献できる分野での役割を果たしております。

組合員組織の活性化 組合員の皆様で構成・運営される**あかぎクラブ**(811名)、同じく若手経営者による**健山会**(516名)について、講演会や交流会などを通じて組合員同士が業種や地域を越えて交流できる機会を提供し、組織の活性化に取り組んでおります。また、健山会会員向け事業として、経営コンサルタントによる無料経営相談会を開催し、計5回15社の会員様に参加していただきました。

各方面との連携強化 資金供給者としての役割にとどまらず、広く地域経済の発展に関わりをもつためのネットワーク構築に向け、各方面との連携強化に積極的に取り組んでおります。

- 行政・伊勢崎市…包括連携協定
- ・前橋市…同上
- ・関東経済産業局…地域金融機関との連携プログラム
- 経済団体・伊勢崎商工会議所…連携協力提携 *R1/5
- ・富士見商工会…同上
- ・群馬伊勢崎商工会…同上
- 専門機関・群馬県信用保証協会…中小企業等の振興に係る相互協力
- ・(株)地域経済活性化支援機構(通称REVIC)…特定専門家派遣契約
- ・TRANBI…事業承継・M&Aに関するビジネスマッチング契約
- 金融機関・第一勧業信用組合(東京都)…連携協力協定
- ・日本政策金融公庫…業務連携・協力協定
- 学術団体・群馬大学…産学連携協定
- 地域団体・Made in いせさき地域ブランド研究会…メンバーとして参画
- ・伊勢崎市「農&食」戦略会議…同上

成長分野への資金供給 資金需要が活発な太陽光発電事業、地域や社会からの要望が強い介護関連事業、PFI(公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金やノウハウを活用して行う手法)事業等に資金供給を行い、地域社会の発展に貢献しております。

| (単位:百万円) | H31/3 | H30/3 | |
|--------------|------------|-------|-------|
| 実行ベース | | | |
| 太陽光発電事業..... | 65件 1,754 | 67件 | 1,984 |
| 介護事業..... | 2件 180 | 5件 | 800 |
| 期末残高 | | | |
| 太陽光発電事業..... | 357件 9,786 | 316件 | 9,269 |
| 介護事業..... | 33件 3,004 | 37件 | 3,105 |
| PFI事業..... | 1件 173 | 1件 | 211 |

取引事業先との協力提携 当組合の利用促進と事業所の福利厚生充実を両立させる**協力提携契約**を促進し、取引先との関係強化を図っております。また、ニーズに応じて、従業員の愛社精神の醸成や人材確保に貢献できる**社員借入支援制度**の提案を行っております。

| (単位:先数) | H31/3 | H30/3 | |
|----------------------|-------|-------|--|
| 期中に提携契約を締結した事業先..... | 31 | 57 | |
| 同上の累計先数..... | 1,095 | 1,065 | |

群馬県中小企業サポーターズ制度への参加 組合から13名のサポーターを選任し、サポーターズ会議に参加しております。

3. 地域や利用者に対する積極的な情報発信

積極的かつ充実した情報発信を行うことで、地域との信頼関係の強化を目指しております。

総代意見交換会 総代会の機能強化を図ることも兼ねて、経営陣と総代とによる懇談会を実施し、業績の報告や意見交換を行っております。詳細はP.24をご覧ください。

多様な情報提供 各種の講演会など地域の皆様に多様で有益な情報提供の機会を設けております。

開示の充実 ディスクロージャー誌やホームページにより経営状況や営業内容などに関する情報を発信しております。

「経営者保証に関するガイドライン」に関する取り組み

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日公表。以下、ガイドラインという。)を自発的に尊重し、遵守いたします。今後、お客様と保証契約を締結する場合、また保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応し、お客様との継続的且つ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

| 「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況 | H31/3 | H30/3 |
|---|--------|--------|
| 新規に無保証で融資した件数(ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)…a | 239 | 209 |
| 経営者保証の代替的な融資手法として、ABLを活用した件数…b | - | 3 |
| 新規融資件数…c | 1,659 | 1,610 |
| 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合…(a+b)/c | 14.40% | 13.16% |
| 保証契約を解除した件数 | 13 | 10 |
| うち、代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数 | 3 | 2 |
| うち、代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数 | 10 | 8 |
| ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 | - | 1 |
| うち、メイン行としての成立件数 | - | 1 |

中小企業金融の円滑化に関する取り組み

貸付け条件の変更等の申込みを受けた貸出金の件数

| | H31/3 | | | 累計(H21/12~H31/3) | | |
|-----|-------|-------|-----|------------------|-------|-------|
| | 事業資金 | 住宅ローン | 合計 | 事業資金 | 住宅ローン | 合計 |
| 申込み | 378 | 3 | 381 | 4,551 | 141 | 4,692 |
| 実行済 | 371 | 2 | 373 | 4,325 | 115 | 4,440 |
| 謝絶 | 2 | 2 | 4 | 45 | 8 | 53 |
| 取下げ | 2 | - | 2 | 156 | 18 | 174 |

(注)当期の計数における「申込み」と「内訳の合計」の差は、前期末における審査中の件数です。累計における差は、今後実行予定のもの及び審査中のものです。

預金と融資を通じた地域貢献

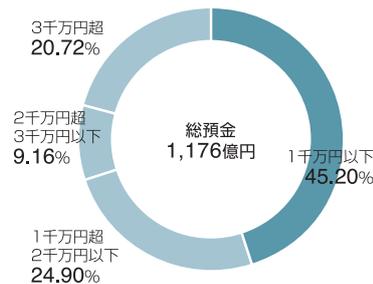
当組合は、地域に根差した金融機関として、皆様からご預金をお預かりし、またその資金を活用してご融資をさせていただいております。また、幅広い業種の事業者様や個人のお客様にそれぞれのニーズに応じたお取引をさせていただくことにより、地域の経済発展に広く深い関わりをもっております。

預金の状況

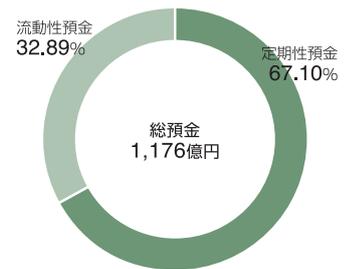
当組合でお預かりする預金は、1先あたりの残高が1千万円以下のものが全体に占める割合が45.20%と信用組合の本質である小口多数主義を実現したものといたします。

またその預金の種類については、長期のご運用を前提とした定期性預金が67.10%を占めており、これは地域の皆様からのご信頼の表れと受け止めております。

金額段階別の預金残高比率



種類別の預金残高比率



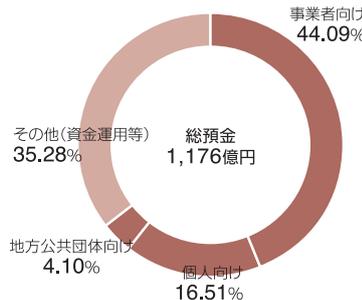
貸出金の状況

お客様からお預かりした預金のうち64.71%を地域経済発展のため、融資に活用させていただいております。

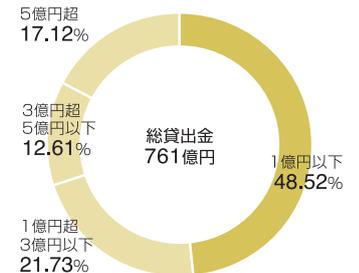
事業者向けの貸出金については地元のお客様にご利用いただき、特定の業種への偏りはありません。また、全体に占める1先あたり1億円以下の貸出が48.52%を占めていることからわかるように、預金同様に小口多数のご利用をいただいております。一方でこのことは、リスクの分散が図れていることを意味し、当組合の安全性を重視した経営を反映したものといたします。

また、各地方公共団体に対する資金供給を行うほか、各地方公共団体が実施する制度融資につきましても、ニーズや条件に応じて各種お取扱いをしております。

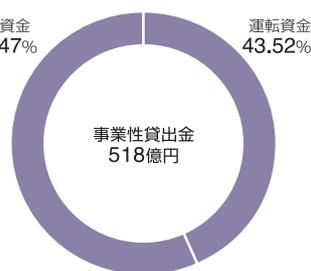
総預金に対する貸出金比率



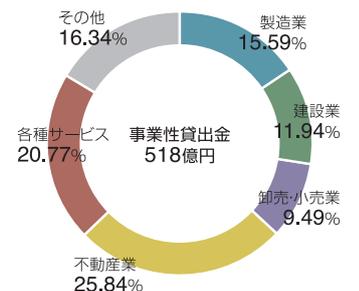
金額段階別の貸出金残高比率



事業性貸出金のお使いみち



事業性貸出金の業種別比率



地方公共団体への貸出状況

| | (単位:百万円) | |
|------|----------|----|
| | 件数 | 金額 |
| 群馬県 | 2,903 | |
| 伊勢崎市 | 604 | |
| 前橋市 | 1,152 | |
| 太田市 | 127 | |
| 沼田市 | 44 | |
| 合計 | 4,833 | |

主な制度融資のご利用状況

| | (単位:百万円) | |
|-------------------|----------|-----|
| | 件数 | 金額 |
| 群馬県小規模企業事業資金 | 274 | 526 |
| 群馬県創業支援資金 | 13 | 31 |
| 群馬県中小企業設備支援資金 | 8 | 82 |
| 中小企業金融安定化特別保証制度資金 | 34 | 17 |
| 群馬県経営強化支援資金 | 33 | 106 |
| 伊勢崎市小口資金 | 189 | 586 |
| 伊勢崎市中小企業活性化資金 | 6 | 11 |
| 伊勢崎市中小企業季節資金 | - | - |
| 太田市小口資金 | 14 | 8 |
| みどり市小口資金 | 8 | 25 |

| | (単位:百万円) | |
|-----------------|----------|-------|
| | 件数 | 金額 |
| 前橋市小口資金 | 114 | 188 |
| 前橋市中小企業季節資金 | 8 | 29 |
| 前橋市中小企業経営振興資金 | 16 | 9 |
| 前橋市短期サポート資金 | 1 | 20 |
| 沼田市小口資金 | 36 | 50 |
| 群馬県セーフティネット資金 A | 11 | 48 |
| 群馬県セーフティネット資金 B | 12 | 51 |
| 日銀成長基盤強化資金 | 45 | 1,045 |
| 日銀貸出増加支援資金 | 76 | 1,790 |
| 合計 | 898 | 4,630 |

組合員組織の活性化 ～あかぎクラブ・健山会～

あかぎクラブ

組合員の皆様で構成・運営され、会員相互の親睦と経済的地位の向上、また当組合の業務区域内の振興及び繁栄を図ることを目的として様々な活動を行っております。(会員数 811名)



(あかぎクラブ感謝祭 8月)

健山会

若手経営者・事業後継者の方々から構成される組合員組織です。

各会員はお取引店に応じた地区(伊勢崎・前橋・東毛・沼田)への所属となりますが、講演会や交流会などの行事は地区ごとに限らず全地区合同でも行われますので、地区の垣根を越えた広い交流も可能としております。加えて、時間や場所を選ばずいつでもご利用いただけるWeb名簿も会員限定で公開しており、さまざまなかたちで最適なビジネスパートナーと出会うことのできる機会を提供しております。

また、経営コンサルタントと1対1で相談できる無料相談会など、ご自身が抱える経営課題の解決の助けになる態勢も整備しており、30年度は5回計15社の会員様にご参加いただきました。(会員数 516名)



(健山会 合同交流会 11月)

主な活動内容

| | |
|---------------------------------------|--|
| 5月 親睦旅行(深大寺と高尾山散策)…………… 赤堀支店 38名 | 2月 初詣参拝旅行(成田山新勝寺ほか)…………… 北代田支店 40名 |
| 6月 役員研修旅行(淡路島・鳴門海峡方面)…………… 本店 6名 | 2月 健山会講演会「経営者の金運と2019年開運法」… 東毛地区 41名 |
| 6月 親睦旅行(三津浜、修善寺、沼津方面)…………… 大利根支店 35名 | 2月 親睦旅行(横浜中華街、三溪園ほか)…………… 笠懸支店 22名 |
| 8月 あかぎクラブ感謝祭…………… 伊勢崎営業部 来場者約 755名 | 2月 初詣参拝旅行(川崎大師、横浜中華街)…………… 片貝支店 34名 |
| 9月 研修旅行(黒部ダム、大王わさび農場等)…………… 赤堀支店 41名 | 3月 講演会「安部政権の政治課題と2019年参院選展望」…………… 伊勢崎地区 149名 |
| 9月 親睦旅行(横浜港大棧橋クルージング)…………… うえはす支店 31名 | 3月 講演会「なぜ伝わらない?逆境に負けないチームの作り方」…………… 前橋地区 93名 |
| 10月 親睦旅行(横浜三溪園、横須賀三笠公園)…………… 宮子支店 36名 | 3月 健山会講演会「経営者の金運と2019年開運法」…………… 伊勢崎地区 79名 |
| 10月 親睦旅行(新瀧寺泊方面)…………… 太田支店 24名 | |
| 10月 親睦旅行(長野上高地方面)…………… 本店 20名 | |
| 11月 健山会合同講演会「地方再生と経営者の役割」… 全地区 197名 | |
| 12月 ディナーパーティー(前橋テルサ)…………… 本店 52名 | |
| 2月 親睦旅行(明治神宮、豊洲市場)…………… 沼田支店 23名 | |

*その他にも各本支店・ブロックで定期総会、ゴルフコンペ、ボウリング大会など様々な催しを行っております。

あかぎクラブ・健山会 会員募集中

資格

共通……組合員の方

ラブ積金または定期積金「活力」のご契約者様

健山会…55歳までの経営者様またはこれに準じる方

特典(共通)

預金……ラブ積金・定期積金「活力」

→ 一般の方よりお得な年利率を適用

融資……事業資金「活力」シリーズ・トラストローン・トラスト総合口座・県小規模

企業事業資金(保証協会保証付)

→ ご契約時の適用金利-0.2%

その他…普通傷害保険を付保(死亡・後遺障害50万円)

特典2(健山会会員様向け)

融資……「健山会会員ローン」

入会后1年経過した健山会会員様向けで、一般の方よりもお得な金利でご利用できるローンです。(詳細はP.28の商品案内をご覧ください)

その他…「無料経営相談会」

専門の経営コンサルタントを招き、定期的に無料で経営相談会を開催しています。

年会費

あかぎクラブ…………… 12,000円

健山会…………… 10,000円

*その他詳細はお取引店までお気軽にお問合せください。

その他地域貢献への取り組み

あかぎクラブジョイアス旅行会

会員相互の親睦と容易に旅が楽しめる環境をご提供するために、様々な旅行企画をさせていただいております。また年に6回会員の皆様宛に信用組合情報誌「ボン・ビバーン」をお届けしております。

(会員数 415名)

群信協ふれあいの旅(5月)

見どころ満載!新緑の京都・琵琶湖周遊の旅3日間 参加者52名

ジョイアス旅行(11月)

日本三大不動のひとつ中野不動尊、上杉神社を巡る旅 参加者53名

観劇ツアー(7・11月)

川中美幸 特別講演 参加者39名

由紀さおり50周年記念特別公演 参加者79名



(群信協ふれあいの旅 5月)

地域行事への参画

地域コミュニティ活性化のため、お祭りへ参加するなど地域の皆様との交流の輪を広げております。

主な参画行事

| | |
|--------------------------|-----------|
| 7月 下植木町友和会ハイキング | うえはす支店 3名 |
| 8月 沼田まつり | 沼田支店 8名 |
| 8月 下新田町南自治会納涼祭 | 大利根支店 4名 |
| 8月 西片貝町商工会納涼祭 | 片貝支店 7名 |
| 8月 西久保町二丁目ふるさと祭り | 赤堀支店 3名 |
| 8月 いせさき祭り(百人みこし、大抽選会の応援) | 各店有志 56名 |
| 8月 あかぼり夏祭り | 赤堀支店 3名 |
| 8月 下植木町納涼祭 | うえはす支店 1名 |
| 8月 笠懸まつり | 笠懸支店 11名 |
| 9月 西片貝町商工祭り | 片貝支店 9名 |
| 9月 沼田花火大会 | 沼田支店 9名 |
| 9月 桂萱商工振興会 ふれあいバザール | 片貝支店 2名 |
| 10月 ぶらぶら公園 | うえはす支店 5名 |
| 11月 樽祭あかぼり | 赤堀支店 6名 |
| 11月 赤城山サイクルフェスタ | 本店 4名 |
| 1月 どんと焼き・餅つき大会 | うえはす支店 3名 |
| 2月 豊武神社節分祭 | 豊受支店 5名 |

*人数は職員の参加人数です。

無料年金相談

顧問社会保険労務士を招き、各本支店で無料相談会を開催しております。皆様からの年金に関するあらゆるご質問・ご相談にお答えいたします。

当期の実績

開催回数 39回 相談 441件 裁定請求 71件

環境問題への取り組み

あかぎ信用組合は、地域社会の一員としての責任を果たすべく、環境問題にも積極的に取り組んでおります。

5月から9月までをクールビズ期間としてノージャケット・ノーネクタイ・ポロシャツによる軽装勤務を実施し、エアコンの使用抑制を図るとともに、照明や電気機器等の節電を行い、電力使用量削減に努めております。

「しんくみの日週間」の運動

毎年9月3日を「しんくみの日」、9月1日～7日を「しんくみの日週間」とし、「しんくみ」をもっと地域の皆様に知っていただけるようあかぎ信用組合でも様々な活動を行っております。

活動内容

- ・献血活動への協力(8～9月)申込者 21名 献血者 19名
- ・ご来店のお客様2,000名へ花の種を進呈
- ・地域の清掃活動を実施

寄付等

ピーターパンカードの取扱い

カードショッピング利用額の0.5%が県内信用組合とオリコから県内の各福祉施設へ寄付されて児童等の支援活動などに役立てられております。なお、この寄付に際し、カードをご利用になるお客様にご負担をおかけすることは一切ありません。

当期は、日本ダウン症協会群馬支部へ432,682円、群馬県自閉症協会へ20,000円を寄付させていただきました。(会員数 493名)

群信協健康友の会チャリティーゴルフ大会

大勢のご参加をいただき、チャリティー募金を県内各団体へ寄付させていただきました。

伊勢崎地区(10月) 参加者 139名(玉村ゴルフ場)

寄付金額 150,000円 伊勢崎市社会福祉協議会へ

東毛地区(10月) 参加者 45名(太田双葉カントリークラブ)

寄付金額 50,000円 太田市社会福祉協議会へ

前橋地区(10月) 参加者 63名(前橋ゴルフ場)

寄付金額 70,000円 前橋市社会福祉協議会へ

安心してお取引いただける金融機関であるために

コンプライアンス(法令等遵守)の取り組み

コンプライアンス(法令等遵守)とは、役職員が法令、諸規則、諸規程を遵守し、もって企業倫理にもとることなく、誠実かつ公正に業務を遂行することをいいます。当組合では、業務を行う上で役職員が守るべき行動指針を定め、地域の皆様に安心してお取引いただける金融機関であり続けるために最善の努力をしております。

基本方針と運営体制

当組合は地域金融機関として常に健全経営に徹することにより、中小零細企業者および勤労者の金融の円滑化、ならびに組合員の方々へのサービス向上に努めます。また、地域の経済、社会、生活の健全な発展に貢献し、各種法令・規則を遵守するとともに、誠実・公正な行動により社会・お客様からの信頼確保に努めます。そして、地域社会とのコミュニケーションを重視し開かれた経営を実施すること、さらに反社会的勢力の介入に対しても企業として断固これに立ち向かい、これを排除することをもってコンプライアンスの基本方針としております。

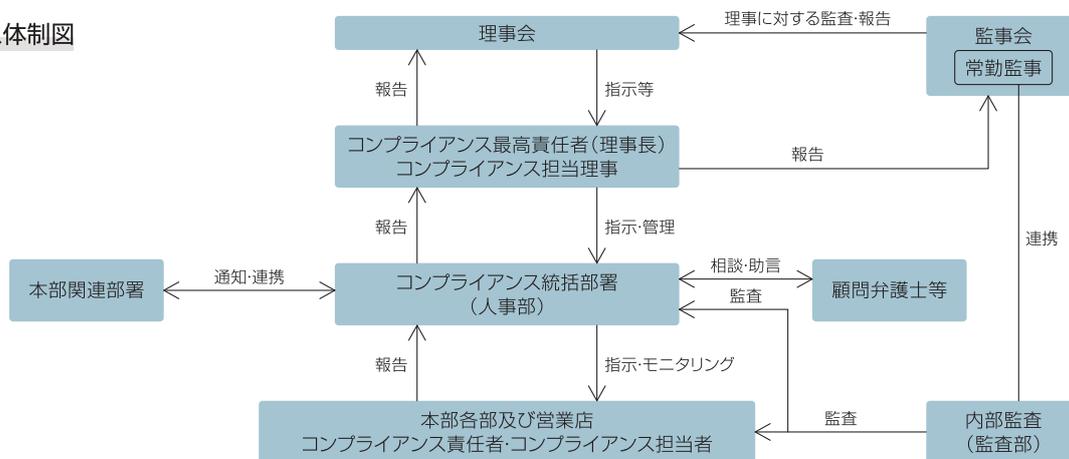
なお、運営体制は、下の図表のとおり最高機関である理事会から各部署に配置するコンプライアンス担当者に至る報告・指示系統を構築しており、また内部監査(常勤監事及び監査部)による牽制機能のより一層の強化も図っております。このような体制の下で年度毎に策定するコンプライアンス・プログラムの実践・進捗管理により、法令等遵守を重視する企業風土の醸成及び役職員の意識の確立に取り組んでおります。

反社会的勢力に対する対応

社会の秩序や安全に脅威を与え健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断することが、当組合がお客様からご信頼をいただき、また、業務の適切性及び健全性を確保するために必要不可欠であります。そのために反社会的勢力に対する基本方針の下、内部規程や管理システムなどの整備・運用のほか、外部専門機関との連携により、反社会的勢力との関係を遮断する態勢を構築しております。

また、各種お取引の開始に際して反社会的勢力に該当しない旨を表明・確約していただき、これに反した場合は取引等の解消を行う「反社会的勢力の排除に係る規定(暴力団排除条項)」を各種お取引やサービスに設けさせていただき、本態勢のより一層の強化を図っております。

コンプライアンス体制図



反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

安心してお取引いただけるための取り組み

お客様が当組合と安心してお取引いただけるための取り組みは、社会環境やお客様のニーズなどが多様化・複雑化している昨今において、より一層重要なテーマであると位置づけております。当組合ではさまざまな面において実効性のある体制づくりと、職員の研修教育を行うことにより、このテーマの実現と継続に努めております。

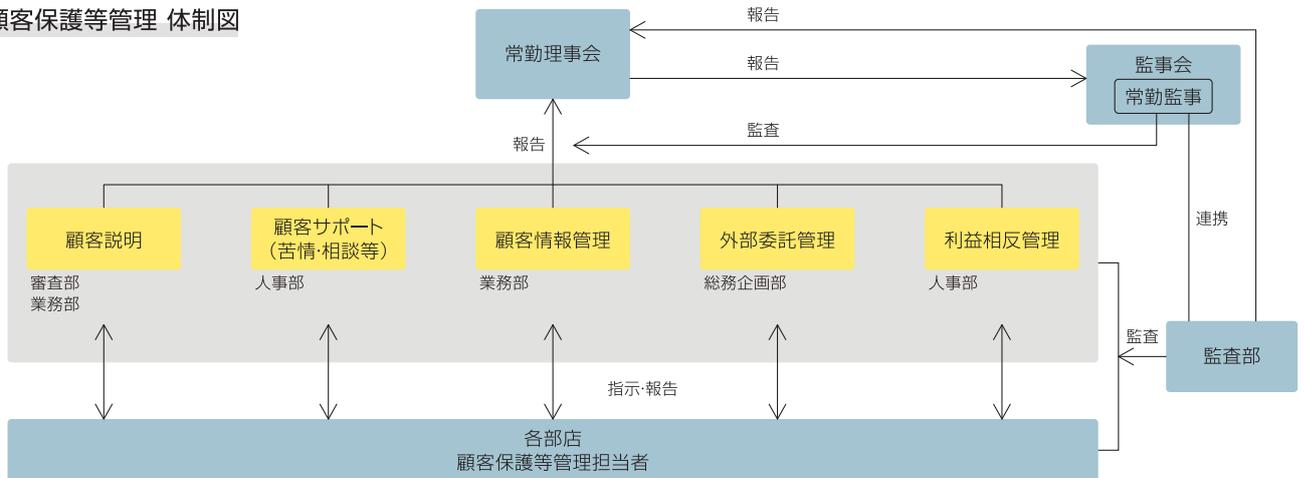
顧客保護等管理態勢

当組合では、「顧客保護等管理方針」を策定するとともに、これに関連する各種規程及び体制を整備することにより、お客様の保護と利便性の向上を図っております。

個人情報の保護について

お客様の個人情報につきましては、「個人情報保護方針」「個人情報保護宣言」に基づき、個人情報保護法等に則り適切な管理を行っております。

顧客保護等管理 体制図



顧客保護等管理方針

1. お客さま保護のための基本方針
当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下「法令等」といいます。)を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下「商品等」といいます。)を利用又は利用しようとする方(以下「お客さま」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。
2. お客さまへの説明について
当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。
3. お客さまからのご相談・苦情等の対処について
当組合は、お客さまからのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。
4. お客さまの情報管理について
(1) 当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
(2) 当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。
5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客さま情報の取扱いやお客さまへの対応について当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

個人情報保護方針

当組合は、『信頼と成長』をスローガンとして組合員をはじめとするお客様皆様に「信頼」される「あかぎ」であり続けるために、お客様・組合員の皆様すべての個人情報について、その保護を最重要課題の一つと位置づけ、個人情報保護に関する法令や当組合の各種規程を遵守し、個人情報の保護と機密性を確保してまいります。

お客様本位の業務運営について

当組合は、経営理念(信頼と成長)の実現とその行動指針であるクレドを実践するために、「お客様本位の業務運営についての基本方針」を策定・公表し、全役職員でこれを遵守・共有・実践することでお客様との信頼関係を築いてまいります。

お客様本位の業務運営についての基本方針

1. お客様の最善の利益の追求
 - ・当組合は、お客様とライフプランを共有し、お客様の知識、経験、資産状況などを十分に把握して、お客様のニーズにあった金融商品や上質なサービス・情報を提供してまいります。
 - ・当組合は、常にお客様目線で物事を考え、お客様からのご相談に誠意をもって迅速に対応するとともに、商品に係る重要な情報やお客様が負担する手数料などについて、丁寧に分かりやすい説明をしてまいります。
2. 利益相反等の適切な管理
 - ・当組合は、「利益相反管理方針」に基づき、お客様の利益が不当に害されることがないように提案・販売を行ってまいります。
 - ・当組合は、お客様との取引にあたり、優越的地位の濫用に抵触をしないように提案・販売を行ってまいります。
3. お客様本位の態勢整備
 - ・お客様の必要とする上質なサービスをスピーディかつタイムリーに提供するために、研修や資格取得等によってスキルとモラルの向上を図ってまいります。

適切な商品・サービスの提供について

当組合では、「金融商品に係る勧誘方針」「保険募集指針」「共済勧誘方針」「共済募集指針」を策定し、お客様に合った商品・サービスを適切な方法でご提供しております。

金融商品に係る勧誘方針

- 当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。
1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
 2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
 3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
 4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
 5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
 6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

危機管理および業務継続体制について

預金や為替等の金融機関業務については、社会性・公共性の高い業務という観点から、金融機関が果たす社会的責任として業務の継続性確保が強く求められています。

当組合では、群馬県を営業基盤とする地域金融機関として業務継続に重大な影響を及ぼすと予想される大規模地震、大雪、噴火、サイバー攻撃等によるシステム障害、新型インフルエンザ等々が発生した場合の業務継続を図るため、災害等による事故発生時に取るべき行動の指針を明確にした計画書として「緊急時対応計画(コンティンジェンシープラン)」を定め、また、突発的な緊急事態において、すみやかに当組合の事業を継続させるという観点からその具体的手順や体制を確立させるための指針を明確にした計画書として「事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)」を定めています。

計画的な教育訓練を通じてBCPの有効性を高めながら、非常事態発生時の業務継続体制を全職員へ周知徹底しています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針について

当組合は、お客様との相互信頼を築き、その成長に寄与し、地域社会の発展に貢献したいとの経営理念に基づき、地域への積極的参画と金融サービスを提供しております。お客様やお取引先からお預かりしたご預金は付加価値の高いサービスを提供するための重要な「資産」であり、適切な運用に努めることは当組合の重大な責務であると考えております。

しかしながら、わが国においてマネー・ローンダリングの犯罪に関与してしまう事件が少なからず発生しており、こうした事件が多発すると、お客様から金融界に対する信用が失われてしまうばかりか、世界各国からわが国全体に対する信用が失われてしまうことにもなりかねません。お客様が当組合と安心してお取引いただくために、マネー・ローンダリングへの取組みは必要不可欠です。マネー・ローンダリング防止対策にあたりましては、当組合職員一人ひとりが、しっかりと問題意識を持って取り組むことが大切であり、お客様のご理解を得るためにも、当組合の基本方針を定めて実践することをここに宣言いたします。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

当組合は、以下の基本方針に基づき、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。)の防止に取り組みます。

- 1. マネロン・テロ資金供与防止態勢の整備**
当組合は、マネロン・テロ資金供与防止の重要性を認識し、その防止のための組織を確立し、マネロン委員を任命し、マネロン等に関する情報収集と適切な対応をとるための態勢の整備に努めます。
- 2. 経営の関与**
当組合の経営陣は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営における重要な課題と位置づけ、この問題に主体的かつ積極的に取り組みます。
- 3. マネロン・テロ資金供与に係るリスクの特定、評価、低減**
当組合は、リスクベース・アプローチに基づき、当組合が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを検証し、リスクを特定するとともに、特定されたリスクの評価を行い、その結果に基づき、リスクを低減させる適切な措置を講じます。
- 4. 顧客管理**
当組合は、関係法令等に基づいた本人確認等の手続きを実施し、顧客受入や取引の可否の判定など適切な顧客管理を行うことで、制裁対象者や反社会的勢力を含む不適切な顧客との取引関係の排除に努めます。
- 5. 疑わしい取引のモニタリングと届出**
当組合は、疑わしい取引を検知するために適切な取引モニタリングを実施し、疑わしい取引を検知したときは、当局に速やかに届出を行います。
- 6. 遵守状況の監査および継続的な改善**
当組合は、マネロン・テロ資金供与対策のための態勢について、定期的に検証および内部監査を行い、継続的な態勢の改善に努めます。
- 7. 役職員の研修**
当組合は、継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与対策に対する知識・理解を深めることに努めます。

苦情処理措置・紛争解決措置の概要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情・ご要望等を受け付けておりますのでお気軽にお申し出ください。お申し出いただいたご苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実な対応に努めます。

窓口は、当組合人事部およびお取引のある営業店のほか、群馬地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所、及び各地の弁護士会が運営する紛争解決センター・仲裁センターにおいても受付可能です。

*相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

*仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

但し移管調停・現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

■その他の機関へのお申し出先

しんくみ相談所(一般社団法人 全国信用組合中央協会)

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1

TEL.03-3567-2456

9:00~17:00(土日、祝日及び協会の休業日を除く)

群馬地区しんくみ苦情等相談所(一般社団法人 群馬県信用組合協会)

〒371-0026 前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館

TEL.027-232-3120

9:00~17:00(土日、祝日及び協会の休業日を除く)

群馬弁護士会紛争解決センター

TEL.027-234-9321

10:00~17:00

東京弁護士会紛争解決センター

TEL.03-3581-0031

9:30~12:00、13:00~15:00

第一東京弁護士会仲裁センター

TEL.03-3595-8588

10:00~12:00、13:00~16:00

第二東京弁護士会仲裁センター

TEL.03-3581-2249

9:30~12:00、13:00~17:00

*紛争解決センター及び仲裁センターは土日、祝日及び年末年始を除く。

■当組合へのお申し出先

人事部

〒372-0043 伊勢崎市緑町5-5

☎0120-705414

9:00~17:00(土日、祝日及び当組合の休業日を除く)

*お取引店舗でも受け付けております。(P.53店舗一覧)

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

- 1.お客様からの苦情等については、本支店または人事部で受け付けます。
- 2.お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 3.苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いたします。
- 4.お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。その標準的な手続等の情報を提供します。
- 5.紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組めます。
- 6.顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、人事部が一元的に管理します。
- 7.反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 8.苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 9.苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取り組みを不断に行います。

金融ADR制度

近年、金融商品が多様化・複雑化するなか、それに伴うトラブルも増加傾向にあります。金融ADR制度とは、金融分野における裁判に頼らない紛争解決制度を意味し、お客様から申し立てがあった際は金融ADR機関の専門家によって和解案が作成され、通常の裁判より短期間・低コストでの解決を図るものです。

リスク管理への取り組み

近年、金融の自由化・グローバル化・ITの普及等社会の発展に伴い、金融機関の抱えるリスクも拡大・多様化しております。このような中で、リスク状況の的確な把握とコントロールによって経営の健全性と収益の確保・向上を図り、当組合が地域・組合員から信頼される「あかぎ」であり続けるために、「リスク管理」を最重要課題のひとつとして位置づけております。

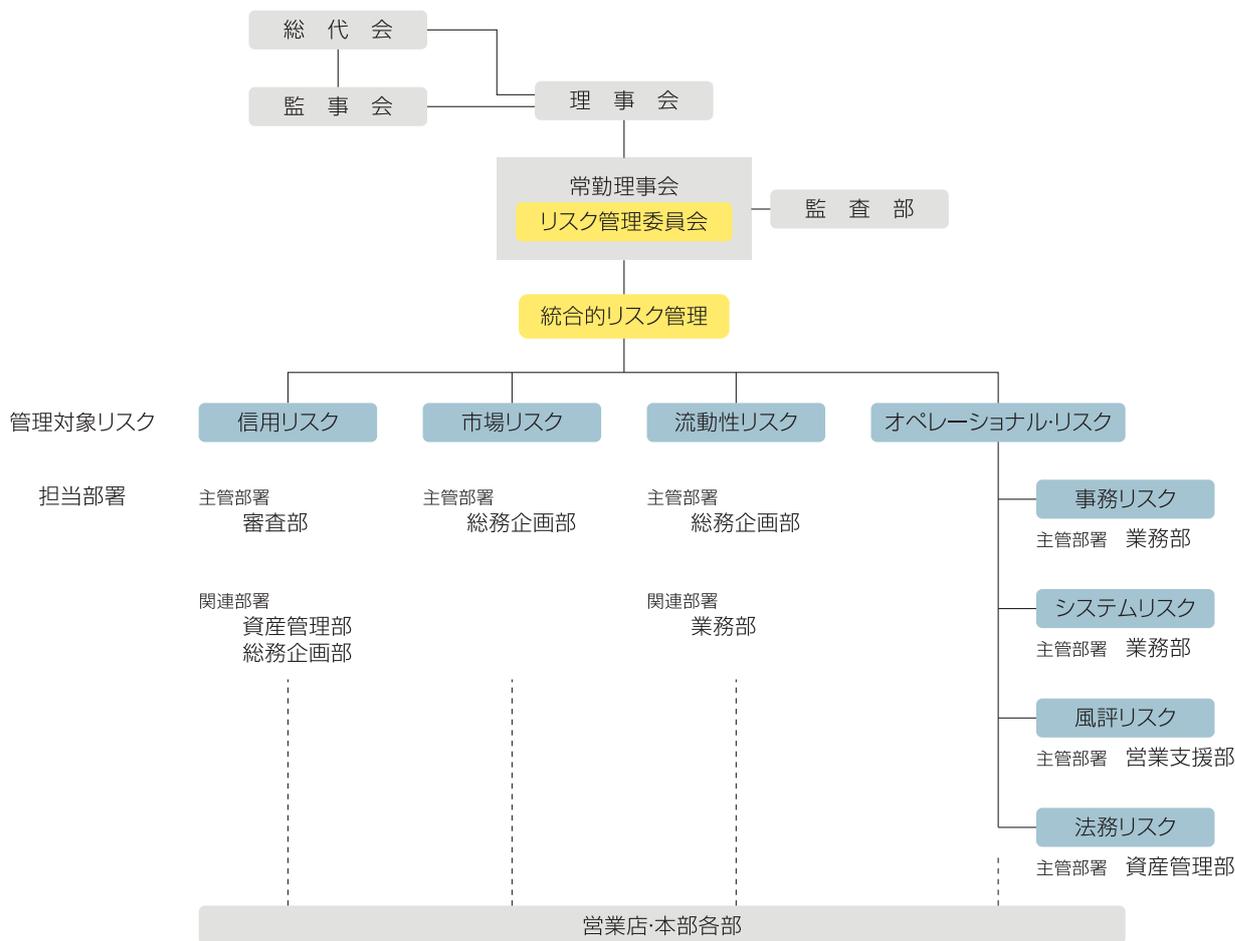
また具体的には、多様化する各種リスクを総体的に捉える「統合的リスク管理」を行っております。

統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉え、それを経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保することを目的とするものです。

当組合では、リスク・ファクターごとにリスクを「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」と分類し、主管部署を中心とした各リスク管理態勢の整備をすすめ、統合的リスク管理態勢を構築しております。そのために、このほか最低所要自己資本比率の算定に含まれないリスクも含め、各部門が内包する種々のリスクを総体的に把握するとともに、統合的なリスクの評価、コントロールに取り組んでおります。

統合的リスク管理体系図



各リスクの管理態勢

信用リスク

| | |
|------|---|
| 定義 | …… 与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産含む)の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク |
| 管理方針 | …… 融資審査基準書に基づく厳正な審査体制の構築。クレジット・ポリシーの遵守。大口信用集中の制御及び個別債権(上位先)の業況把握 |
| 管理手続 | …… 貸出金:業種別残高・保証協会等残高・資金使途別残高の管理及びリスク管理委員会への報告。 有価証券:一定の格付、種類及び銘柄に偏りのないよう比率・金額に限度を設定 |
| 算出方法 | …… VaR法+破綻懸念先未保全額 |
| その他 | …… 信用集中リスク 大口先の純与信額(ランクダウンストレス額)を認識する。平成31年3月末においては、大口上位20先(地方公共団体を除く)への与信比率は総貸出金残高に対し約16.6%であります。また、P.41計表のとおり、建設・製造・不動産など幅広い業種に分散され、偏りはありません。 貸倒引当金 当組合の定める「資産自己査定基準」「償却引当基準」に従い、自己査定における債務者区分に応じた貸倒実績率等をもとに適正な額の計上に努めております。(計上基準の詳細は、P.47に掲載) |

市場リスク

| | |
|------|--|
| 定義 | …… 金利・有価証券の価格・為替等の様々なリスクファクターの変動により、資産の価値が変動し損失を被るリスク |
| 管理方針 | …… 金利リスク計測の精度向上。リスクリミットの厳守。定期的なストレステストの実施 |
| 管理手続 | …… ALMを利用したギャップ分析や感応度分析等による資産負債のポジション、月次決算や収益予想等による期間損益の変動等について、主管部署において月次モニタリングを行いリスク管理委員会への四半期報告。 毎期決定される配賦資本と最大予想損失額VaR(パリュール・アット・リスク)とを対比検証し、リスクコントロールを行う。 |
| 算出方法 | …… VaR法 |
| その他 | …… バックテスト VaRは過去の相場変動をベースとして統計的に算出した一定の発生確率での損失額の推計額であるため、過去1年間(250営業日)における実際の評価損益との対比を行い、VaRモデルの精度の評価をしております。 リバース・ストレステスト 組合の経営にとって重要な事象を想定し、これに至る金利変動水準を保有銘柄の金利感応度等から特定・分析しております。また、リスクが顕在化しつつある状態におけるアクションプランにより、当該事象の発生を回避するための対策を講じております。 |

オペレーショナル・リスク

| | |
|------|---|
| 算出方法 | …… 『基礎的手法』 業務粗利益から債券5勘定及び役員取引等費用を控除した値に15%を乗じた額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額として認識する。(自己資本比率算出時には、これを8%で除しリスク・アセット額に換算する。) |
|------|---|

事務リスク

| | |
|------|---|
| 定義 | …… 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク |
| 管理方針 | …… 監査部を理事長直属と位置づけ、各部門から独立して牽制機能を持たせ、定例監査を実施。監査結果の通知により、事務改善及び事務水準の向上。不祥事の未然発生防止のための指導・教育態勢の整備 |
| 管理手続 | …… 事務事故の発生件数等、リスク顕在化の状況について、主管部署において月次モニタリングを行い、リスク管理委員会に四半期報告 |

システムリスク

| | |
|------|--|
| 定義 | …… コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備・不正使用に伴い損失を被るリスク |
| 管理方針 | …… 緊急時対応マニュアルの策定と訓練の実施。リスク管理委員会へ状況の半期報告 |

流動性リスク

| | |
|------|---|
| 定義 | …… 財務内容の悪化により資金繰りがつかなくなり、資金の確保に通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより被るリスク。また、取り付け等予期せぬ資金の流出ないし決済に支障をきたすリスク |
| 管理方針 | …… 支払準備比率の遵守。資金効率の向上。 |
| 管理手続 | …… 換金可能額、現金在高の減少率、預積金の継続率・中解率、支払準備比率等について、主管部署において月次モニタリングを行い、リスク管理委員会へ四半期報告 |

あかぎ信用組合ができるまで

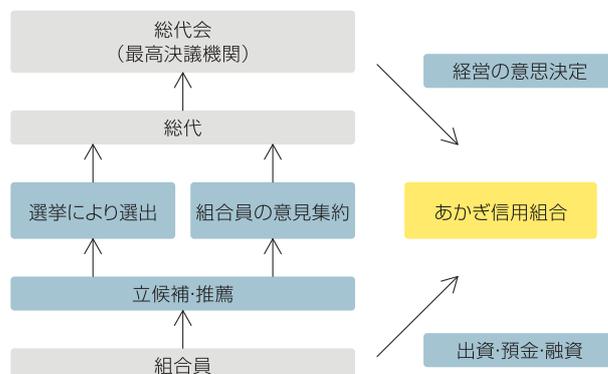
総代会に関する事項

総代会とその役割

信用組合は、組合員の相互扶助の理念に基づき金融サービスを提供させていただいている金融機関であり、組合員の皆様全員によって構成される「総会」を経営における最高決議機関として設け、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて経営に参加することができます。但し、組合員の総数が法定数(200人)を超える場合はこれに代わる「総代会」を設けることができ、当組合においても組合員の代表である「総代」の方々からなる総代会を通じ、組合員の皆様の意思を経営に反映させております。

なお、総代会は、決算や事業活動等の報告がなされるとともに、剰余金処分・事業計画及び収支計画の承認、理事及び監事の選任(解任)、定款の変更等、経営における重要事項についての審議・決議が行われます。

総代会の仕組みと役割



総代の選出方法

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、選挙区毎に自ら立候補した方もしくは選挙区内の組合員から推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員による選挙で選出されます。なお、総代候補者数とその地区の定数を超えない場合は無投票当選となります。

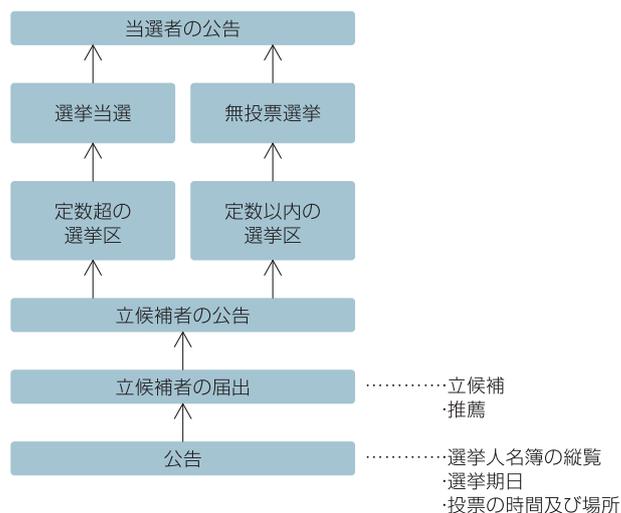
(2) 総代の任期・定数

総代の任期は「3年」となっております。なお、当組合は選挙区を4つの地区に分け、総代の選出を行っております。

総代の定数は、「110人以上140人以内」です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。

(令和1年6月26日の第65期総代会開催日現在の総代数は128名)

総代選出のプロセス



第65期 通常総代会

令和1年6月26日に開催された第65期通常総代会において、以下の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

(総代出席者119名 うち委任状39名)

1. 報告事項 第65期計算書類及び事業報告の件
2. 議決事項 議案第1号 第65期剰余金処分(案)承認の件
議案第2号 第66期事業計画及び収支計画(案)承認の件
議案第3号 組合員除名承認の件
議案第4号 定款変更の件
議案第5号 任期満了に伴う理事選任の件



総代名簿

令和1年6月26日第65期総代会開催日現在における総代の方々は以下のとおりです。(五十音順、敬称略、数字は就任回数)

第一区(59名/定数60名) 伊勢崎営業部、豊受支店、赤堀支店、うえはす支店、宮子支店

| | | | | | | | | | |
|--------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
| 阿久津真一⑨ | 新井聡① | 新井善文② | 有賀博夫① | 飯田哲男④ | 石原克彦⑤ | 泉哲雄② | 岩瀬正範② | 岩本良男⑤ | 大木孝之⑤ |
| 大沢啓一⑥ | 大沢悟① | 小此木正芳⑤ | 柿沼尚孝① | 柏井宏貴① | 上柿敬一① | 神倉栄一⑨ | 神澤秀明① | 久保貴則① | 久保木雅彦① |
| 久保田金次⑥ | 栗原哲夫① | 栗原俊夫④ | 栗原豊昭⑨ | 小島克也④ | 齋藤利雄② | 境野隆男① | 洗澤一良⑥ | 島田利春⑤ | 下田博三① |
| 下田稚夫① | 新藤眺旦⑧ | 高沢克治⑤ | 高野健⑤ | 高橋健一① | 田島義文① | 千吉良仁志⑤ | 辻健夫⑤ | 中島明① | 長島昭男④ |
| 根岸由紀夫⑤ | 萩原健次⑨ | 橋本文秀① | 原智⑨ | 原田和行⑨ | 臂泰雄⑤ | 平岩吉範③ | 保坂恒明⑦ | 星野博⑤ | 松島康弘⑦ |
| 松田昇⑨ | 丸橋勝美⑥ | 峯岸則幸① | 本木正一⑤ | 矢尾隆① | 矢内周次⑨ | 矢内正人④ | 山口幸治⑤ | 若見秀幸① | |

第二区(14名/定数15名) 笠懸支店、太田支店、新田町支店

| | | | | | | | | | |
|------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新井毅⑤ | 家住慧路⑨ | 家住美哉應① | 池田博① | 岩下照男④ | 大澤映男⑨ | 亀井利雄① | 木村仁一④ | 佐瀬俊夫⑨ | 永田博一⑥ |
| 峰崎保⑨ | 村田剛志② | 山口豊⑤ | 吉田正司① | | | | | | |

第三区(42名/定数50名) 本店、北代田支店、片貝支店、大利根支店

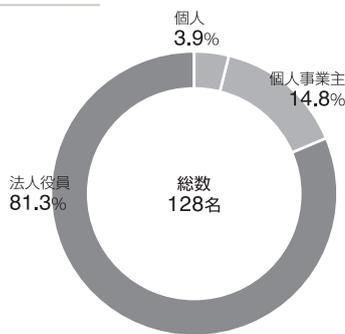
| | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 朝倉武雄⑨ | 阿部武夫⑨ | 荒木俊治③ | 飯塚明⑥ | 稲村豊彦⑨ | 今井栄二② | 内田明② | 大嶋隆② | 岡田浩之⑨ | 岡田広行① |
| 笠井昇⑤ | 椛沢松男⑤ | 閑野健一⑨ | 古屋一夫② | 齊藤恭司① | 櫻井明④ | 柴田照雄① | 清水和夫⑨ | 新宮晋① | 新藤正行④ |
| 菅原宏④ | 過外章道③ | 関靖五⑨ | 関口靖① | 田部井俊勝③ | 手島悟⑨ | 中島芳明② | 名古屋和義④ | 西脇淳一② | 野中進一② |
| 久松一夫① | 廣木晴久① | 廣瀬幸重② | 深田富三⑨ | 福田悦子⑤ | 藤倉真⑨ | 船津修一② | 武谷善夫② | 細野清治③ | 茂木実⑨ |
| 渡辺誠① | 渡邊昌人① | | | | | | | | |

第四区(13名/定数15名) 沼田支店

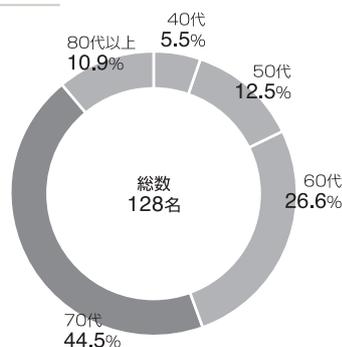
| | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| 阿左見卓巳① | 金谷順一郎⑨ | 栗原和平治⑥ | 塩浦敬之⑤ | 高橋正幸⑥ | 田子文明④ | 角田巖⑨ | 萩原今子⑨ | 原田良美④ | 兵藤武志① |
| 平田公平① | 星野公⑥ | 宮嶋昭⑤ | | | | | | | |

属性別構成比

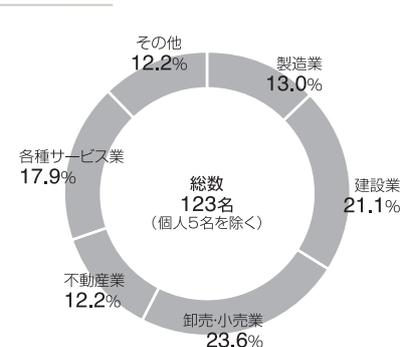
職業別



年代別



業種別



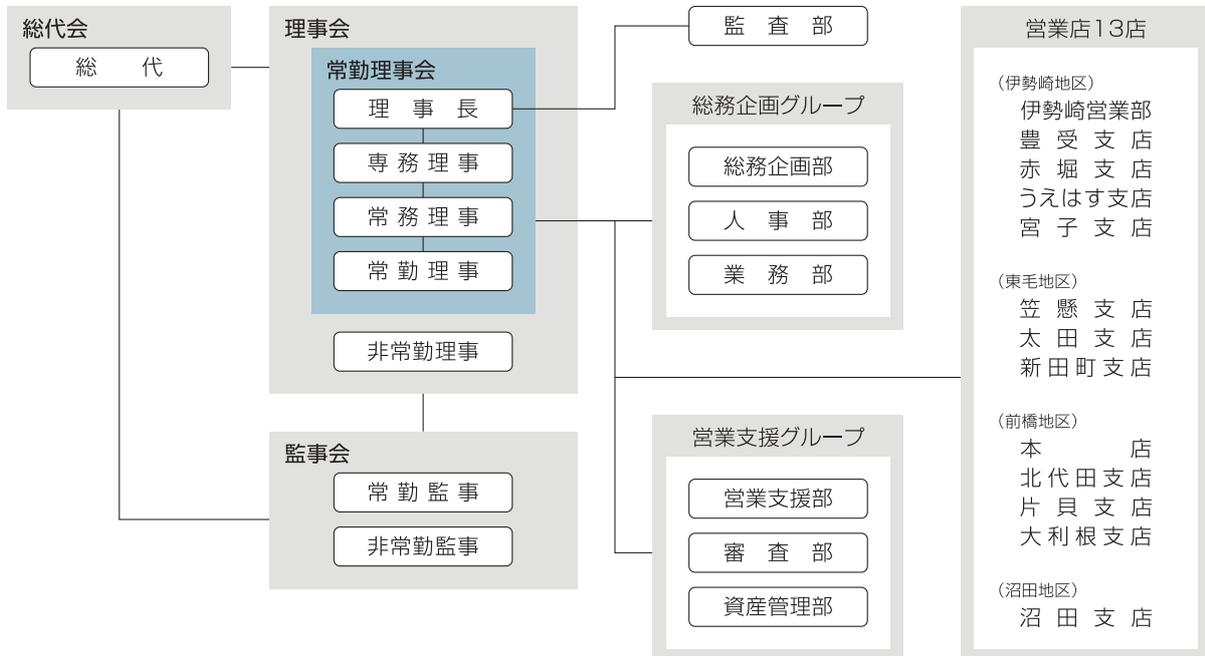
地区別懇談会の開催

当組合ではガバナンスの機能強化に向けた取り組みの一環として、総代の皆様との地区別懇談会を実施しております。(出席者合計86名)
ここでは当組合から経営実態や地域との関わりをわかりやすく説明するとともに、組合員の代表である総代の方々から利用者側の視点に立ったご意見ご要望をいただく機会を設けております。

| | | | |
|-------------|-------------------|-----|--------------|
| 平成30年11月29日 | 第四区 沼田 | 出席者 | 総代10名、役職員6名 |
| 平成30年12月4日 | 第一区 伊勢崎営業部 | 出席者 | 総代21名、役職員8名 |
| 平成30年12月6日 | 第一区 豊受、赤堀、うえはす、宮子 | 出席者 | 総代22名、役職員9名 |
| 平成30年12月7日 | 第三区 本店、北代田、片貝、大利根 | 出席者 | 総代23名、役職員10名 |
| 平成30年12月12日 | 第二区 笠懸、太田、新田町 | 出席者 | 総代10名、役職員6名 |

組織の概要

組織図



役員一覧(令和1年6月26日現在)

| | | |
|------------|-----------|-------------|
| 理事長 小林 正弘 | 理事 境野 通良 | 常勤監事 柿沼 靖之 |
| 専務理事 坂口 博樹 | 理事 赤石 守男 | 監事 藤倉 眞 |
| 常勤理事 星野 幸一 | 理事 五十嵐 清隆 | 監事 茂木 実 |
| 常勤理事 小内 孝夫 | 理事 阿久津 佳正 | 員外監事 光山 喜一郎 |
| 常勤理事 斎藤 貴 | 理事 小林 徳司 | |
| | 理事 清水 博志 | |

当組合は、職員出身者以外の理事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

主要な事業内容

- 預金業務**
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。
- 貸出業務**
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び各種手形の割引を取り扱っております。
- 有価証券投資業務**
預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- 為替業務**
内国為替、外国為替(全国信用協同組合連合会の取次業務)を取り扱っております。
- 附帯業務**
債務の保証、有価証券の貸付、国債等の引受・引受国債等の募集、代理貸付、その他代理業務、信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介、地方公共団体等の公金取扱い、保護預かり・貸金庫、両替、保険(共済)契約の締結代理又は媒介、及び電子債権記録業に係る業務等を取扱っております。

子会社等

名称：株式会社アロン
所在地：群馬県前橋市文京町1-31-16
電話番号：027-224-5641
主要業務内容：計算業務
設立：昭和60年9月19日
資本金：12百万円
当組合議決権比率：50.00%

*同社は当組合とぐんまみらい信用組合(群馬県)の2組合で、各50%の株式を所有する会社であります。また、両組合における計算業務及び計算システム開発等の業務を行っております。

会計監査人の名称 ひびき監査法人

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。ただし、これまで「賞与」の支給実績はなく、また「退職慰労金」につきましては平成18年度以降は運用しておりません。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。なお、賞与につきましては支給実績はございません。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、その支給額等を役員退職慰労金支給規程で定めております。ただし、平成18年度以降は運用を停止しております。

(2) 役員に対する報酬

(単位:千円)

| 区分 | 当期中の報酬支払額 | 総会等で定められた報酬限度額 |
|----|-----------|----------------|
| 理事 | 54,499 | 60,000 |
| 監事 | 10,881 | 15,000 |
| 合計 | 65,381 | 75,000 |

(注)1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事11名、監事4名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の兼務の運営又は財産に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

- (注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、平成30年度に対象役員(うち常勤役員)に支払った報酬等の平均額としております。
3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることによって動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

当組合のあゆみ

- 昭和29年 5月 東毛信用組合設立(伊勢崎市栄町77番地)
- 昭和33年 3月 群馬中央信用組合設立(前橋市紺屋町58番地)
- 昭和34年 5月 群馬中央信用組合の名称を群馬信用組合に変更
- 昭和47年 7月 東毛信組本店(現伊勢崎営業部)、伊勢崎市緑町へ移転
- 平成 6年 4月 合併により「あかぎ信用組合」誕生
- 4月 後援会組織「あかぎクラブ」発足(旧東信会・旧わかば会を継承)
- 平成 8年 11月 宮子支店開設
- 平成 10年 4月 後援会組織「あかぎクラブ健山会」発足
- 平成 16年 5月 セブン銀行とのATM提携開始
- 6月 住宅ローンセンター開設(伊勢崎営業部内、現在閉鎖)
- 平成 19年 3月 個人向け国債の募集取扱開始
- 平成 24年 12月 伊勢崎市役所出張所開設(ATM設置)
- 平成 27年 1月 群馬銀行とのATM提携開始
- 11月 つなとり支店を伊勢崎営業部に統合
- 11月 つなとり出張所開設(旧つなとり支店、店外ATM)
- 平成 28年 8月 第一勧業信用組合と連携協定を締結
- 12月 群馬大学と産学連携に関する協定を締結
- 平成 29年 7月 伊勢崎市と連携に関する包括協定を締結
- 9月 本店を前橋市千代田町から前橋市六供町へ新築移転
- 10月 群馬県信用保証協会と連携協定を締結
- 11月 広瀬支店を本店に統合
- 平成 30年 5月 事業承継・M&Aマーケット「TRANBI」と業務提携
- 6月 しんくみ相続信託の取扱開始
- 11月 群馬伊勢崎商工会と連携協力に関する協定を締結
- 12月 関東経済産業局と連携
- 平成 31年 2月 前橋市と連携協力に関する包括協定を締結
- 令和 1年 5月 伊勢崎商工会議所と連携協力に関する協定を締結

皆様にご満足いただけるサービスを

商品のご案内

当組合では、地域の皆様それぞれのライフステージのなかで生まれる多様なニーズにお応えるため、幅広いラインナップから適切な商品をご提案、あるいは新商品を開発することにより、「質の高い金融サービス」を提供し地域に貢献することに努めております。以下では、当組合で取り扱っております商品の一部をご紹介します。

*本頁は勧誘目的ではなく主な金融商品の概要説明であります。適用金利等その他の詳細につきましては、当組合本店窓口または渉外担当者にお問い合わせください。

預金商品

| 種類/商品名 | 商品内容 | (掛込)金額 | (掛込)期間 |
|-----------------------------|---|------------------------------|----------------|
| 定期預金…計画や目的に応じて毎月積立いただく商品です。 | | | |
| 定期預金『ラブ』 ☆ | 生命共済付で「貯蓄」に「安心」をプラスしました。毎月積立掛金と「群信協健康友の会」の会費をお支払いいただくことで生命共済加入や保養所の利用が出来る商品です。 | 5千円・1万円・2万円 (保障に合わせた5コース) | 7年(84回) |
| 定期預金『活力』 ☆ | 掛込回数が50回の定期預金で「まとまった資金づくり」に最適です。 | 2・4・6・10万円 (4コース) | 4年2ヶ月 (50回) |
| ピーターパン預金 | 個人専用で掛込総額が50万円以上になるよう計画するための定期預金です。 | 5,000円以上 年2回の増額設定可 | 3・4・5年 |
| 定期預金…まとまった資金をご運用いただける商品です。 | | | |
| あかぎ年金定期預金100 | 当組合で年金をお受取のお客様には、一般のスーパー定期預金よりもお得な金利を適用いたします。 | 1,000円以上 100万円以内 | 1年 |
| あかぎ年金定期預金500 | 当組合で年金をお受取のお客様、および満58歳～66歳未満の方で当組合での年金受取をご予約いただいたお客様には、一般のスーパー定期預金よりもお得な金利を適用いたします。 | 1,000円以上 500万円以内 | 1年 |

☆…あかぎクラブ・健山会会員の方、またはぐーちよきパスポート・ぐーちよきシニアパスポートをお持ちの方は、一般の方よりもお得な年利率を適用いたします。

融資商品1

| 種類/商品名 | 商品内容 | 金額 | 期間 |
|---|--|----------------------------|------------------------------------|
| 法人および事業者のお客様向け商品 | | | |
| あかぎ経営支援資金『活力』 | 法人、個人事業主の方に幅広くご利用いただける、あかぎ独自の事業性資金です。 | 1,000万円以内 | 運転資金6年以内 設備資金8年以内 |
| 短期『活力』 | 法人、個人事業主の方にご利用いただける、あかぎ独自の短期事業性資金です。 | 1,000万円以内 | 1年以内 |
| あかぎサポート『活力』 | 法人、個人事業主の方にご利用いただける、あかぎ独自の事業性カードローンです。 | 50万円以上 500万円以内 | 2年 (期日ごと更新) |
| あかぎコネックカードローン | 法人、法人代表者、および個人事業主の方にご利用いただける事業性カードローンです。ATMでもご利用いただけます。(法人以外は原則自動更新) | 10万円以上 500万円以内 | 契約期間3年(法人) 契約期間1年(法人以外) |
| あかぎコネックローン | 法人、法人代表者、および個人事業主の方にご利用いただける事業性ローン(証書貸付)です | 10万円以上 500万円以内 | 10年以内 |
| 創業支援「プライム」 NEW | 日本政策金融公庫との協調資金で、創業前、または創業後7年以内の方で、当組合営業地域内で事業を営む方を支援するための商品です。 | 合計 1,000万円以内 | 設備資金15年以内 運転資金10年以内 (据置1年以内) |
| 事業再生支援「サポート」 NEW | 日本政策金融公庫との協調資金で、適切な再生計画を策定し、抜本的な事業再生を図りたい方を支援するための商品です。 | 合計 5,000万円以内 | 設備資金20年以内 運転資金15年以内 (据置2年以内) |
| 事業承継支援「バトン」 NEW | 日本政策金融公庫との協調資金で、事業承継をお考えの方、またはご予定の方を支援するための商品です。 | 合計 5,000万円以内 | 15年以内 (据置1年以内) |
| アグリ支援資金 NEW | 群馬県農業信用基金協会から保証を受ける農業資金で、基金協会組合員で農業を営む個人・法人の方を支援するための商品です。 | 個人3,000万円以内 法人5,000万円以内 | 設備資金25年以内 運転資金10年以内 (据置2年以内) |
| 借換保証制度 「Gプライム保証」 NEW | 複数の制度融資を借換集約することで返済額の軽減や資金調達の円滑化を図りたい方向けの信用保証協会の借換保証制度です。 | 保証限度額 2億8,000万円以内 | 15年以内 |
| 金融機関連携型短期継続保証 「Gリピート保証」 NEW | 短期資金を調達することにより資金の円滑化を図りたい法人・個人事業主向けの信用保証協会との連携保証制度です。 | 保証限度額 5,000万円以内 | 1年以内 |
| 信用保証協会70周年記念保証 「Gリピートプラス」 NEW | 短期資金を調達することにより資金の円滑化を図りたい法人向けの信用保証協会との連携保証制度です。 | 保証限度額 7,000万円以内 | 1年以内 |
| 金融機関連携協調支援保証 「令和パートナー保証」 NEW | 資金繰り安定化を図りたい法人・個人事業主の方が幅広くご利用いただける信用保証協会との連携保証制度です。 | 保証限度額 1億円以内 | 10年以内 (元金据置1年以内) |

融資商品2

| 種類/商品名 | 商品内容 | 金額 | 期間 |
|---------------------|---|----------------------|-------------------------|
| 個人のお客様向け商品 | | | |
| 新型あかぎ住宅ローンネクストV ☆☆☆ | 住宅の新築、増改築、中古住宅の購入、住宅ローンの借換資金等にご利用いただけます。 | 100万円以上 1億円以内 | 2年以上35年以内 |
| あかぎ無担保アシストローン | 住宅ローンの借換、リフォーム資金にご利用いただけます。 | 100万円以上 1,000万円以内 | 20年以内 (単独利用の場合) |
| あかぎリフォームローンII ☆ ☆ | ご自宅の増改築(店舗/借家は除きます)に手早くご利用いただけます。しんくみローンweb対応商品。 | 10万円以上 500万円以内 | 10年以内 |
| あかぎリフォームローンワイド ☆ ☆ | ご自宅の増改築(店舗/借家は除きます)に幅広くご利用いただけます。 | 100万円以上 1,000万円以内 | 15年以内 |
| あかぎカーライフローンII ☆ ☆ | 免許取得から車両購入・車検等、他行カーローン借換資金まで幅広くご利用いただけます。しんくみローンweb対応商品。 | 10万円以上 1,000万円以内 | 10年以内 |
| あかぎマイカーローンII ☆ ☆ | 免許取得から車両購入・車検等、他行カーローン借換資金まで幅広くご利用いただけます。保証料一括前払い型の商品です。しんくみローンweb対応商品。 | 10万円以上 1,000万円以内 | 10年以内 |
| あかぎ教育ローン ☆ | 受験から入学・在学中に係る費用、他行教育ローン借換資金まで幅広くご利用いただけます。しんくみローンweb対応商品。 | 10万円以上 1,000万円以内 | 15年以内。但し、卒業予定月迄の元金措置可 |
| あかぎ目的ローン ☆ | 教育・車以外の資金使途が明確なものについてご自由にご利用いただけます。 | 10万円以上 500万円以内 | 7年以内 |
| あかぎシルバーライフローン ☆ | 満60歳以上で完済時年齢が81歳未満の健康で返済力のある方が対象です。事業性・投機資金・遊興費以外にお使いいただけます。 | 10万円以上 100万円以内 | 6ヶ月以上5年以内 (偶数月の隔月返済) |
| あかぎフリーローン「チョイス」 ☆ | 資金のお使いみちを限定しないローンです。但し、事業性は除きます。(利率の異なる4種類がございます。)しんくみローンweb対応商品。 | 10万円以上 1,000万円以内 | 10年以内 |
| あかぎトラストローン ☆ | 無担保・無保証のフリーローンです。事業性資金、転嫁資金を除きご自由にご利用いただけます。 | 10万円以上 300万円以内 | 1年以上5年以内 |
| あかぎ楽々ローン | 資金のお使いみちは自由です。信販会社、消費者金融等のローンのおまとめもできます。 | 10万円以上 300万円以内 | 6ヶ月以上 原則5年以内 |
| 健山会会員ローン | 健山会入会後1年経過した会員限定の無担保・無保証のフリーローンです。事業性資金、転嫁資金を除きご自由にご利用いただけます。 | 10万円以上 300万円以内 | 1年以上7年以内 (教育資金は据置可) |
| あかぎピーターパンカードローン | いざという時に安心のお使いみち自由なカードローンです。ATMでご利用いただけます。(原則自動更新) | 30万円コース 50万円コース | 契約期間3年 |
| あかぎカードローン(JCB、セディナ) | いざという時に安心のお使いみち自由なカードローンです。ATMでご利用いただけます。(原則自動更新) | 20万円～ 100万円コース | 契約期間3年 (JCB、セディナ) |
| トラスト総合口座 NEW | お引き出し・公共料金等各種口座振替が普通預金または総合口座の限度を超える場合、契約極額を限度としてご利用いただけます。 | 20万円・50万円 100万円 | 1年ごと更新 |

☆☆☆ …当組合の指定取引(1項目以上)がある場合、選択された固定金利期間内の金利について店頭金利から1.5%を差し引いた金利を適用させていただきます。さらに取引状況に応じて最大0.5%引下げた金利を適用させていただきます。

☆☆ …当組合のお取引内容に応じて店頭金利から最大0.5%引下げた金利を適用させていただきます。

☆ …当組合のお取引内容に応じて店頭金利から最大0.3%引下げた金利を適用させていただきます。

★ …当組合のお取引内容に応じて店頭金利から最大0.7%引下げた金利を適用させていただきます。

*しんくみローンwebの対象商品は、インターネットからお申し込みの場合、所定の金利から0.2%引下げた金利を適用させていただきます。

*ご融資の際、当組合または保証会社等による所定の審査がありますので、ご希望に沿えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

投資運用商品

| 商品名 | 特 色 | 金 額 |
|---------------------|--|--------------------------|
| しんくみ相続信託 NEW | 相続が発生した際、お預かりしていた資金をあらかじめご指定した受取人に一括でお渡しできる商品です。管理報酬や申込・解約手数料もなく、元本も保証されているため安心です。 | 100万円～500万円 (100万円単位) |

*このほかにも「個人向け国債」「ぐんま県民債(発行休止中)」の取扱いも行っています。

生命保険商品

| 種類/商品名 | 特 色 | 保険会社 |
|------------------|--|-------------------|
| 確定型個人年金保険 & LIFE | 老後の備え、公的年金の補てんとして、ゆとりあるセカンドライフのための年金保険です。無審査&無告知で加入でき、払込方法は月払、半年払、年払です。5年・10年確定年金です。 | 三井住友海上あいおい生命保険(株) |

その他サービス

キャッシュバックサービス

他金融機関のATMを利用された際にお支払いになった手数料(提携手数料分)をキャッシュバックいたします。

- *当組合のキャッシュカード・ローンカードをお持ちの方で前月の預金もしくは貸越の平均残高が1万円以上の個人の方が対象となります。
- *キャッシュバックは1回のご利用につき108円とし、月3回までご返却いたします。
- *ご返却は毎月月末締めで翌月25日にお客様の口座にご入金いたします。ただし、入金日以前にご利用口座を解約された場合は除きます。
- *ATM手数料には、本サービスでキャッシュバックの対象となる提携手数料の他、曜日・時間帯により別途手数料が必要になる場合があります。

インターネットバンキングサービス

あかぎインターネット・モバイルバンキング

携帯電話(個人のみ)やパソコンから残高照会や振込・振替等のサービスをご利用いただけます。なお、平成25年度より月額基本手数料を無料といたしました。

- *サービスのご利用には事前のお申し込みが必要です。

あかぎ法人向けインターネットバンキング

パソコンから残高照会や振込・振替等に加え、データ伝送サービスをご利用いただけます。法人及び個人事業者様向けサービスです。

- *サービスのご利用には事前のお申し込みと所定の月額基本手数料が必要です。

でんさいネットサービス

「でんさいネット」とは、全国銀行協会が設立した電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」の通称で、中小企業をはじめとした金融の円滑化・効率化を目的として、これまでの手形債権や指名債権(売掛債権)のデメリットを解消し、また新たな機能を付加して企業の事務手続きにおけるIT化に対応した新たな債権である「でんさい(電子債権)」の流通システムです。この「でんさい」を利用することで簡単に「発生・譲渡・支払」といった取引を安全かつ便利にご利用いただけます。

- *でんさいネットで利用には法人向けインターネットバンキングのお申し込みが必要になります。

*取引に応じて所定の手数料がかかります。

しんくみローンweb

あかぎ信用組合と全国しんくみ保証株式会社との提携により、24時間お客様のご都合に合わせてインターネットからローン(下記5商品)をお申し込みいただけます。しんくみローンwebによりお申し込みいただきましたローンは、通常金利から0.2%を差し引いた金利を適用させていただきます。

- *しんくみローンwebでのお申し込みは仮申込となりますので、ローンのご利用に際しては、別途正式なお手続きが必要になります。
- *審査の結果、お客様のご希望に添えないケースもございます。

しんくみローンweb対象商品

- あかぎリフォームローンII
- あかぎカーライフローンII
- あかぎ教育ローン
- あかぎフリーローン「チョイス」
- あかぎマイカーローンII

インターネットアドレス <http://www.skibank.co.jp/akagi/personal/loanweb.html>

他の金融機関とのATM提携

当組合のキャッシュカード・ローンカードは、提携を行う金融機関のATMでもご利用いただけます。提携先によっては、ATM手数料が無料の時間帯がある場合や、24時間の利用が可能な場合もございますので、機会に応じてご利用ください。

セブン銀行

一部地域・店舗を除くセブンイレブンやイトーヨーカドー等に設置されているセブン銀行ATMでは、お引出し・お預入れ・残高照会が24時間ご利用いただけます。

ご利用時間・手数料

| 平日 | | 土曜日 | | 日曜日・祝日 | |
|------------|------|------------|------|--------|------|
| 8:45~18:00 | 無料 | 9:00~14:00 | 無料 | 終日 | 108円 |
| 上記以外 | 108円 | 上記以外 | 108円 | | |

- (注)1. 利用手数料は「現金支払」「現金入金」1件あたりの金額です。
2. 12月31日、1月2日、1月3日は終日108円の手数料をいただきます。

群馬銀行

群馬銀行ATMでは、お引出し・お振込み・残高照会がご利用いただけます。平日の一部時間帯ではATM手数料が無料となっております。群馬銀行のカードホルダー様も、当組合ATMで同様のご利用が可能となっております。

ご利用時間・手数料

| 平日 | | 土曜日 | | 日曜日・祝日 | |
|-------------|------|------------|------|------------|------|
| 8:00~8:45 | 108円 | 9:00~17:00 | 108円 | 9:00~17:00 | 108円 |
| 8:45~18:00 | 無料 | 上記以外 | 216円 | 上記以外 | 216円 |
| 18:00~21:00 | 108円 | | | | |
| 上記以外 | 216円 | | | | |

- (注)1. 利用手数料は「現金支払」1件あたりの金額です。「お振込み」には別途所定の手数料がかかります。
2. ご利用可能な営業日・稼働時間は、ATMにより異なります。

- *ゆうちょ銀行ATM、「VIEW ALTTE(JR東日本駅構内のATM)」、デビットカードにおいても、当組合のキャッシュカード・ローンカードは24時間のご利用が可能です。
- *その他提携金融機関ATM等は、提携先によりご利用できない時間帯もございますので、ご了承ください。また、利用手数料はATM等設置金融機関所定の手数料が徴求されますので、併せてご了承ください。

ぐーちよきパスポート等への協賛

群馬県発行のぐーちよきパスポート(キッズ・シニア)、ぐんま結婚応援パスポートをお持ちの方には一部の商品に金利面での「ちよっとお得」な特典をご用意しております。お持ちの方はぜひご利用ください。

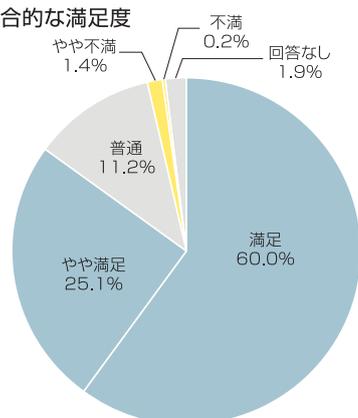
お客様アンケートの結果

当組合では、お客様のニーズ、ご意見ご要望を経営に反映させることによって、より一層のサービスを提供できるよう「お客様アンケート」を年1回実施しております。今回ご協力いただいたお客様には厚く御礼申し上げます。ここでは、集計結果の一部をご紹介します。

私たちは皆様からのご意見ご要望等を真摯に受け止め、更なるサービスの向上、改善に取り組んでまいります。

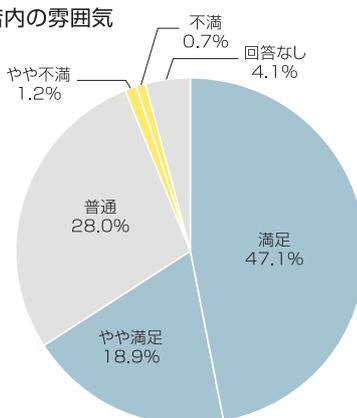
アンケート期間 平成30年12月1日～平成30年12月31日
 調査対象 お取引先1,000先
 調査方法 訪問又は窓口による依頼、郵送による回収
 ご回答数(率) 418先(41.8%)

総合的な満足度



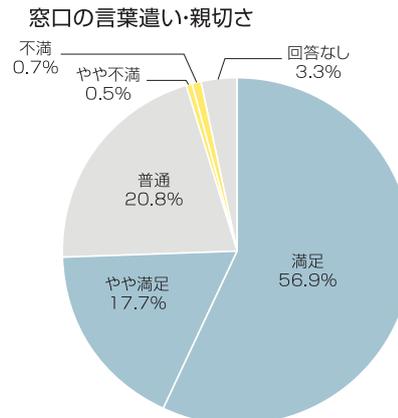
それぞれの項目の質を向上させることに加え、お客様のニーズに合った多彩な商品提供により、皆様に満足いただける信用組合を目指します。

店内の雰囲気



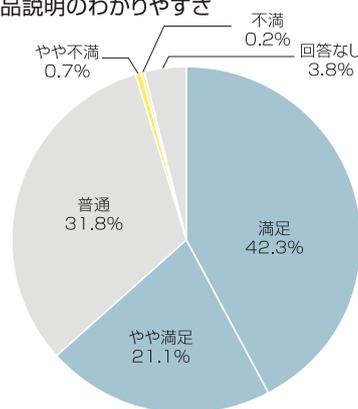
挨拶の励行をはじめ店内清掃・整頓を徹底することで明るい店舗づくりを心がけます。

窓口の言葉遣い・親切さ



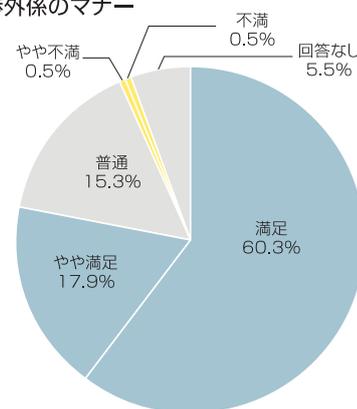
個別指導を通じた正しい言葉遣いの習得のほか、細やかな気配りを徹底し爽やかな雰囲気をお届けできるよう心がけます。

商品説明のわかりやすさ



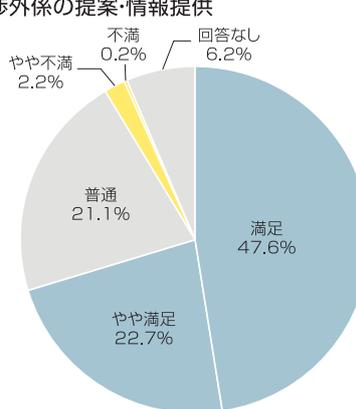
取扱商品について十分な内部説明会及び勉強会を重ね、どなたにも安心してお取引いただけるよう心がけます。

渉外係のマナー



役席者による個別指導や同行訪問を通じ、信用組合職員としてお客様に失礼のない対応を心がけます。

渉外係の提案・情報提供



お客様の経営課題やライフプランを共有し、その解決や実現に向けたアイデアを提供できるよう心がけます。

CISマイスター制度

当組合は、一般社団法人日本CIS認定協会の「CISマイスター制度」を活用し、接客力や営業力の向上に努めております。CISとは、CS(顧客満足)を超える「顧客感動満足」を指す言葉であり、当組合では、女性職員が対象となり、身だしなみの統一や窓口対応のロールプレイング研修を重ねました。その結果、一般社団法人日本CIS認定協会が定める感動接客の基準に基づく「CISマイスター初級」の認定を47名が受けており、現在は、お客様に「感動」をして頂けるようなトスアップ活動を展開しております。



手数料のご案内

振込手数料

| | | 窓口扱い | | ATM | | | 法人向けインターネットバンキング(総合振込) | | インターネット・モバイルバンキング | |
|---------|-------|------|------|----------|------|------|------------------------|------|-------------------|------|
| | | 組合員 | 非組合員 | キャッシュカード | | 現金 | 組合員 | 非組合員 | 組合員 | 非組合員 |
| | | | | 組合員 | 非組合員 | | | | | |
| 当組合一支部宛 | 5万円以上 | 324円 | 540円 | 無料 | 324円 | 324円 | 無料 | - | 無料 | 無料 |
| | 5万円未満 | 216円 | 324円 | 無料 | 108円 | 108円 | 無料 | - | 無料 | 無料 |
| 当組合本支店宛 | 5万円以上 | 324円 | 540円 | 無料 | 324円 | 324円 | 無料 | - | 無料 | 216円 |
| | 5万円未満 | 216円 | 324円 | 無料 | 108円 | 108円 | 無料 | - | 無料 | 108円 |
| 他金融機関宛 | 5万円以上 | 756円 | 864円 | 540円 | 648円 | 648円 | 324円 | - | 540円 | 648円 |
| | 5万円未満 | 540円 | 648円 | 432円 | 540円 | 540円 | 216円 | - | 432円 | 540円 |

(注1) 定額自動送金手数料は、窓口扱いと同一料金となります。

(注2) 法人向けインターネットバンキングでその都度振込をする場合は、インターネット・モバイルバンキング利用(組合員)と同一料金になります。また、給与・賞与振込は無料です。

(注3) ATM障害による場合および視覚障がいにより、ATM振込が困難な方の窓口扱い振込手数料は、ATMによる振込手数料を適用いたします。

ATM利用手数料(入出金1回につき)

| カード種類 | 平日 | 土曜日 | 日曜・祝日 |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 当組合 | 8:00~21:00 無料 | 8:00~21:00 無料 | 8:00~21:00 108円 |
| くんまみらい信用組合 群馬県信用組合 群馬銀行 | 8:45~18:00 無料 | 8:00~21:00 108円 | 8:00~21:00 108円 |
| | 上記以外 108円 | | |
| 提携金融機関 | 8:00~18:00 108円 | 8:00~14:00 108円 | 8:00~21:00 216円 |
| | 上記以外 216円 | 上記以外 216円 | |

(注) 店舗によってご利用可能な曜日・時間帯は異なります。詳細はP.53をご参照ください。

代金取立手数料

| 代金取立手数料 | 同一手形交換所 | 当組合一支部内 | 小切手 | 無料 | |
|---------|----------------------|---------|---------|------|------|
| | (注1) | 当組合一支部内 | 手形 | 216円 | |
| | | | 当組合本支店宛 | 小切手 | 216円 |
| | | 他金融機関宛 | 小切手 | 216円 | |
| | | | 手形 | 432円 | |
| | | (注2) | 当組合本支店宛 | 小切手 | 648円 |
| | | | | 手形 | 648円 |
| | 他金融機関宛(普通扱) | | 小切手 | 864円 | |
| | | | 手形 | 864円 | |
| | 他金融機関宛(至急扱・個別取立)(注3) | 小切手 | 1,080円 | | |
| | | 手形 | 1,080円 | | |

(注1) 「同一手形交換所」とは、代金取立を依頼した営業店が属する手形交換所のことをいいます。

(注2) 「異なる手形交換所」とは、代金取立を依頼した営業店が属する手形交換所以外の交換所のことをいいます。

(注3) 至急扱・個別取立には、郵送料を含んでおります。

融資関係手数料

| 融資取扱手数料 | 手形貸付 実行・書替・期日前返済等(用紙代含む) | 1,620円 | |
|-----------------------|--------------------------|--|---------|
| 証書貸付 | 融資実行額1千万円未満 | 1,620円 | |
| | 同上1千万円以上5千万円未満 | 5,400円 | |
| | 同上5千万円以上1億円未満 | 10,800円 | |
| | 同上1億円以上 | 21,600円 | |
| | 証書貸付条件変更(住宅ローン金利選択時を除く) | 10,800円 | |
| 全国保証保証付融資の条件変更 | 3,240円 | | |
| 金利選択型の固定金利への継続・変更 | 5,400円 | | |
| 住宅ローンの繰上げ返済 | 固定金利期間中 | 32,400円 | |
| | 変動金利期間中 | 32,400円 | |
| 住宅ローンの一部繰上げ返済 | 固定金利期間中 | 21,600円 | |
| | 変動金利期間中 | 5,400円 | |
| 住宅ローン以外の繰上げ返済・一部繰上げ返済 | 残高30万円以上3千万円未満 | 10,800円 | |
| | 残高3千万円以上 | 21,600円 | |
| 不動産調査費用 | 県内営業エリア内 | 5,400円 | |
| | 県外 | 32,400円 | |
| | 事前承認後取下げ | 5,400円 | |
| 不動産担保事務手数料 | 事業性 | 新規設定 | 54,000円 |
| | | 追加設定、順位変更、債務者(連帯保証人)の追加・脱退・変更、極度変更、一部解除等 | 32,400円 |
| | 事業性以外 | 不動産・建設業者の商品物件一部抹消 | 21,600円 |
| | | 新規設定 | 32,400円 |
| | | 追加設定、順位変更、債務者(連帯保証人)の追加・脱退・変更、極度変更、一部解除等 | 21,600円 |
| 動産・債権譲渡担保事務手数料 | 新規設定登記 | 43,200円 | |
| | 抹消登記 | 21,600円 | |

(注) 期日前返済・繰上げ返済にかかる手数料は、お客様のご都合による場合にのみ発生いたします。

当座勘定関係手数料

| 手形・小切手発行手数料 | 約束手形 | 署名判仕様(1冊50枚) | 2,160円 |
|------------------------|-------------------------|---------------|---------|
| | 小切手 | 署名判未仕様(1冊50枚) | 2,160円 |
| | | 署名判仕様(1冊50枚) | 2,160円 |
| | | 署名判未仕様(1冊50枚) | 2,160円 |
| | | 自己宛小切手(1枚) | 540円 |
| | マル専手形 | マル専手形用紙(1枚) | 540円 |
| 一般当座貸越(預金担保を除く)活力I~III | マル専取扱手数料(割賦販売通通知書1枚につき) | | 3,240円 |
| | | 実行・延長手数料 | 無料 |
| | | 金利引下げ手数料 | 10,800円 |
| 署名判登録手数料(手形・小切手) | 新規 | 5,400円 | |
| | 変更 | 3,240円 | |

再発行手数料・各種証明手数料

| 再発行手数料 | 通帳・証書(1冊・通) | 1,080円 | |
|--------------------------------|----------------------|---------------------------|------------------|
| | キャッシュカード(1枚) | 1,080円 | |
| | カードローンカード(1枚) | 1,080円 | |
| | (注1)(注2) ウィンクカード(1枚) | 1,080円 | |
| | 残高証明書 | 作成基準日が依頼月または前月のもの(1通)(注3) | 540円 |
| | 当組合所定の用紙 | 上記以外(1通) | 648円 |
| | | 当組合所定外の用紙 | 住宅ローン年末残高証明書(1通) |
| | | お客様ご指定の用紙(1通) | 1,080円 |
| | | 監査法人向け残高証明書(1通) | 3,240円 |
| 情報開示(取引履歴の場合は1件当たり) | | 組合員 864円 | |
| その他定めのない証明書(1通)(英文による残高証明書を含む) | | 非組合員 1,080円 | |

(注1) 再発行のうち、名義変更による場合は除きます。

(注2) 警察署発行の「盗難届出証明書」「受理番号」等の提示がある場合、および「り災証明」または当組合職員により被災(火災等)の事実を確認した場合の再発行は無料です。

(注3) お客様の依頼により当組合所定の用紙で残高証明書を定期発行し郵送する場合には、上記手数料のほか郵送料(簡易書留郵便料金)が掛かります。

円貨両替手数料

| | | |
|-----------------------|---------------|------|
| 持込枚数あるいは受取枚数のいずれが多い枚数 | 1～100枚 | 無料 |
| | 101枚～1,000枚 | 324円 |
| | 1,001枚～2,000枚 | 648円 |

(注)2,000枚を超過する場合、1～1,000枚毎に324円を加算した金額となります。

でんさいネット利用手数料

| | | 組合内 | 他金融機関 |
|-------------------------|---------------|--------------|--------|
| 発生記録 | 債務者請求方式 | 324円 | 540円 |
| | 債権者請求方式 | 324円 | 540円 |
| 譲渡記録 | | 162円 | 270円 |
| | うち割引によるもの | 162円 | - |
| 分割(譲渡)記録 | | 324円 | 540円 |
| | うち割引によるもの | 324円 | - |
| 開示 | 通常開示(オンライン) | | 無料 |
| | 特例開示(書面) | | 3,240円 |
| | 残高の開示(都度発行方式) | | 4,320円 |
| | 残高の開示(定例発行方式) | | 1,620円 |
| 保証記録(譲渡に伴わない場合) | | 324円 | |
| 変更記録 (債権内容に係る場合) | オンライン | | 324円 |
| | 書面 | | 2,160円 |
| 支払等記録(口座間送金決済以外) | | 324円 | |
| 口座間送金決済中止(強制執行等の場合を除く) | | 648円 | |
| 支払不能情報照会(利用者、元利用者からの照会) | | 3,240円 | |
| 取消記録 | 無料 | 承諾記録・否認記録 | 無料 |
| 割引買戻手数料 | 648円 | 入金手数料(取立手数料) | 216円 |

夜間金庫・貸金庫利用手数料

| | | | | |
|----------------------|------------------|------------------|---------|---------|
| 夜間金庫利用手数料 (設置店のみ) | 基本料(年間) | 投入口鍵1個・入金袋1個 | 12,960円 | |
| | | 投入口鍵 1個追加(再発行含む) | 3,240円 | |
| | | 入金袋 1個追加(再発行含む) | 3,240円 | |
| 貸金庫手数料 (設置店のみ) | 全自動貸金庫 (本店のみ) | 利用料 (年間) | 大 | 25,920円 |
| | | | 中 | 19,440円 |
| | | 代理人カード発行手数料 | 2,160円 | |
| | | カード喪失再発行手数料 | 2,160円 | |
| | | 鍵喪失再発行手数料 | 18,360円 | |
| 貸金庫 (沼田店のみ) | 利用料 (年間) | 大 | 5,400円 | |
| | | 中 | 4,320円 | |
| | | 小 | 3,240円 | |

その他の手数料

| | | |
|-------------------------------|--------------|------------------|
| 株式・出資金等払込金取扱手数料 | 5千万円以上 | 1,000分の2.0×108% |
| | 5千万円未満 | 1,000分の3.0×108% |
| 融資証明書発行手数料 | | 21,600円 |
| 火災保険確定日付代 | | 実費 700円 |
| TSR情報料 | 企業情報(1社) | 1,620円 |
| | 企業相関図(1中心企業) | 540円 |
| 不渡手形小切手返却料・取立手形小切手組戻料・振込送金組戻料 | | 864円 |
| 当組合本支店間の不渡・組戻手形小切手返却料・組戻料 | | 648円 |
| 振込訂正依頼料 | | 216円 |
| インターネットバンキングサービス基本料金(月額) | | 無料 |
| 法人向けインターネットバンキング 利用料金(月額) | 基本利用コース | 1,080円 |
| | データ伝送利用コース | 3,240円 |
| 当組合資格証明書(1通) | | 1,620円 |
| 当組合印鑑証明書(1通) | | 1,080円 |
| 個人データ開示請求手数料 | | 972円 |
| コスモネット照会料 | 1,620円 | コピー代金 10円 |
| 情報センター照会料 | 648円 | 公正証書事務手数料 1,080円 |

資料編 ● ● ●

資料編目次

| | |
|---------------------------|----|
| 経営環境・事業概況 | 34 |
| 直近5事業年度における主要な事業の状況 | 34 |
| 貸借対照表 | 35 |
| 損益計算書、剰余金処分計算書 | 36 |
| 財務諸表の正確性の確認、法定監査の状況 | 38 |
| 主要な業務の状況を示す指標 | 39 |
| 預金に関する指標 | 40 |
| 貸出金等に関する指標 | 41 |
| 有価証券に関する指標 | 43 |
| その他の業務の状況 | 44 |
| 自己資本の充実の状況 | 45 |
| 開示項目一覧 | 52 |

平成30年度の経営環境・事業概況

金融経済環境

昨年度の金融経済環境は、雇用・所得の改善が続く一方で米中の貿易摩擦や中国の景気減速などの不透明感から、日本銀行も金融緩和策の出口を模索するものの結果として低金利環境は続き、利鞘は一層縮小し地方銀行の6割が赤字減益となる見込みとなるなど金融機関の収益環境はさらに厳しい状況となりました。

さらに、ITやAI技術の進展に伴うフィンテック関連事業者の参入や官民一体となったキャッシュレス化など金融サービスのあり方も先行き不透明なものとなってまいりました。

また、地方の小規模事業者にとりましては、都市部への一極集中のほか少子高齢化や人口減少に伴う社会経済環境の変容に加え、事業承継難や慢性的な人手不足とそれに伴う人件費や原材料費、燃料費等の上昇圧力などによって、依然として深刻な状況が続きました。

業績について

平成30年度は、前橋市や群馬伊勢崎商工会など昨年度に引き続き各方面との連携や後援会組織等の活性化などを背景に、貸出金は前期末比23億円(3.1%)増加の761億円となりました。収益はマイナス金利環境下において有価証券利息収入は前期比23百万円の減収となりましたが、貸出金利息の増収でカバーすることができました。

また、中規模の不良債権の発生や貸倒引当金計上方法の厳格化に伴う266百万円の信用コストに対しては有価証券売却益等を計上し、最終的にはコア業務純益135百万円、当期純利益40百万円を確保することができました。

なお、健全性指標である自己資本比率は7.77%、不良債権比率は3.87%となりました。

事業の展望および対処すべき課題

令和元年度は、経費高騰や深刻な人手不足のほか本年10月に予定されている消費税率の引き上げの影響を懸念する小規模事業者も多く、先行きは不透明なものとなっております。

また、AIやフィンテックなどに代表される顧客サービス、特に決済サービスにおける利便性の向上は金融・非金融といった業態の枠組みを超えたものになっており、顧客本位の視点に立った総合的なサービスを提供し、AIに勝る「温もり」や、地域を和ませ盛り上げるといった「親身な」コンサルティングや関わりによって存在感を示していくことが重要であると考えております。

当組合といたしましては、「あらゆる活動」、とりわけ地域行事へ参画すること、地域コミュニティを提供すること、そしてつながっている地域につながることを通じて社会経済環境や役割の変化に対応していきたいと考えております。

また、今日の世界的な要請である「マネー・ローndリング」や「サイバーセキュリティ」への対応についても、中央団体ほか関係方面と共助・協働して取組んでいきたいと考えております。

直近5事業年度における主要な事業の状況

(単位:千円)

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 経常収益 | 2,269,143 | 1,894,363 | 2,279,222 | 2,145,376 | 2,065,151 |
| 経常利益 | 168,670 | △833,147 | 483,521 | 259,094 | 49,380 |
| 当期純利益 | 164,691 | △1,202,827 | 345,157 | 230,998 | 40,163 |
| 預金積金残高 | 116,603,584 | 114,826,760 | 118,428,028 | 116,632,624 | 117,664,501 |
| 貸出金残高 | 58,547,877 | 60,440,391 | 68,204,358 | 73,845,092 | 76,151,781 |
| 有価証券残高 | 28,847,792 | 32,348,527 | 30,372,313 | 25,368,728 | 25,428,077 |
| 総資産額 | 122,566,476 | 126,074,202 | 139,155,700 | 139,371,926 | 140,257,110 |
| 純資産額 | 4,954,868 | 6,280,778 | 6,202,095 | 6,684,125 | 6,581,145 |
| 自己資本比率(単体) | 7.16% | 8.32% | 7.85% | 8.05% | 7.77% |
| 出資総額 | 1,922,058 | 2,910,886 | 2,909,439 | 3,205,951 | 3,185,258 |
| 出資総口数 | 1,922,058口 | 2,110,886口 | 2,109,439口 | 2,405,951口 | 2,385,258口 |
| 出資に対する配当金 | 18,767 | - | 35,452 | 35,875 | 38,184 |
| 職員数 | 160人 | 158人 | 155人 | 161人 | 161人 |

(注)残高計数は期末日現在のものです。

貸借対照表

(単位:千円)

| 科目 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------------|-------------|-------------|
| (資産の部) | | |
| 現金 | 2,173,851 | 2,279,196 |
| 預け金 | 36,387,267 | 34,956,755 |
| 有価証券 | 25,368,728 | 25,428,077 |
| 国債 | 14,572,720 | 12,114,810 |
| 地方債 | 407,360 | 409,340 |
| 社債 | 5,375,170 | 5,562,260 |
| 株式 | 338,495 | 321,415 |
| 投資信託 | 402,839 | 580,828 |
| 外国証券 | 3,799,846 | 5,951,283 |
| その他の証券 | 472,297 | 488,141 |
| 貸出金 | 73,845,092 | 76,151,781 |
| 割引手形 | 444,159 | 447,515 |
| 手形貸付 | 4,950,495 | 5,747,947 |
| 証書貸付 | 63,667,619 | 64,893,315 |
| 当座貸越 | 4,782,817 | 5,063,003 |
| その他資産 | 686,965 | 825,235 |
| 未決済為替貸 | 7,075 | 14,347 |
| 全信組連出資金 | 341,000 | 507,000 |
| 前払費用 | 5,171 | 3,806 |
| 未収収益 | 170,706 | 167,213 |
| その他の資産 | 163,011 | 132,867 |
| 有形固定資産 | 1,691,581 | 1,600,465 |
| 建物 | 681,363 | 645,911 |
| 土地 | 825,742 | 824,135 |
| その他の有形固定資産 | 184,476 | 130,418 |
| 無形固定資産 | 48,516 | 35,142 |
| ソフトウェア | 37,242 | 24,007 |
| その他の無形固定資産 | 11,274 | 11,134 |
| 前払年金費用 | 71,171 | 62,612 |
| 債務保証見返 | 64,203 | 43,524 |
| 貸倒引当金 | △965,452 | △1,125,681 |
| (うち個別貸倒引当金) | (△827,549) | (△905,700) |
| 資産の部合計 | 139,371,926 | 140,257,110 |

| 科目 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|----------------|-------------|-------------|
| (負債の部) | | |
| 預金積金 | 116,632,624 | 117,664,501 |
| 当座預金 | 436,710 | 392,842 |
| 普通預金 | 35,073,554 | 38,133,687 |
| 貯蓄預金 | 136 | 888 |
| 通知預金 | 92,066 | 107,688 |
| 定期預金 | 72,831,733 | 70,529,504 |
| 定期積金 | 8,153,840 | 8,432,813 |
| その他の預金 | 44,583 | 67,076 |
| 借入金 | 15,000,000 | 15,000,000 |
| 当座借越 | 15,000,000 | 15,000,000 |
| その他負債 | 435,027 | 440,111 |
| 未決済為替借 | 40,585 | 54,380 |
| 未払費用 | 152,661 | 134,261 |
| 給付補填備金 | 17,636 | 16,738 |
| 未払法人税等 | 4,563 | 4,563 |
| 前受収益 | 40,418 | 48,387 |
| 払戻未済金 | 45,314 | 42,636 |
| 職員預り金 | 95,100 | 93,601 |
| その他の負債 | 38,746 | 45,542 |
| 賞与引当金 | 73,158 | 72,181 |
| 役員退職慰労引当金 | 798 | 798 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 3,500 | 11,248 |
| 偶発損失引当金 | 21,461 | 21,887 |
| 繰延税金負債 | 369,259 | 334,179 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 87,766 | 87,533 |
| 債務保証 | 64,203 | 43,524 |
| 負債の部合計 | 132,687,800 | 133,675,964 |
| (純資産の部) | | |
| 出資金 | 3,205,951 | 3,185,258 |
| 普通出資金 | 2,205,951 | 2,185,258 |
| 優先出資金 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 資本準備金 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 利益剰余金 | 1,311,706 | 1,316,603 |
| 利益準備金 | 778,000 | 802,000 |
| その他利益剰余金 | 533,706 | 514,603 |
| 当期末処分剰余金 | 533,706 | 514,603 |
| 組合員勘定計 | 5,517,657 | 5,501,861 |
| その他有価証券評価差額金 | 978,568 | 891,992 |
| 土地再評価差額金 | 187,899 | 187,290 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,166,468 | 1,079,283 |
| 純資産の部合計 | 6,684,125 | 6,581,145 |
| 負債の部及び純資産の部合計 | 139,371,926 | 140,257,110 |

(注)「貸借対照表の注記事項」は、P.37～38に記載しております。

損益計算書

| 科目 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 2,145,376 | 2,065,151 |
| 資金運用収益 | 1,693,631 | 1,702,351 |
| 貸出金利息 | 1,298,168 | 1,336,869 |
| 預け金利息 | 57,517 | 50,451 |
| 有価証券利息配当金 | 324,303 | 301,390 |
| その他の受入利息 | 13,642 | 13,640 |
| 役務取引等収益 | 126,582 | 129,119 |
| 受入為替手数料 | 59,985 | 59,918 |
| その他の役務収益 | 66,597 | 69,201 |
| その他業務収益 | 106,146 | 131,888 |
| 国債等債券売却益 | 88,906 | 113,422 |
| その他の業務収益 | 17,240 | 18,466 |
| その他経常収益 | 219,015 | 101,791 |
| 貸倒引当金戻入益 | 106,655 | - |
| 償却債権取立益 | 90,548 | 84,371 |
| 株式等売却益 | - | 60 |
| その他の経常収益 | 21,810 | 17,359 |
| 経常費用 | 1,886,282 | 2,015,770 |
| 資金調達費用 | 58,627 | 49,112 |
| 預金利息 | 49,235 | 40,658 |
| 給付補填備金繰入額 | 8,838 | 7,596 |
| 借入金利息 | 68 | 372 |
| その他の支払利息 | 485 | 485 |
| 役務取引等費用 | 117,142 | 110,594 |
| 支払為替手数料 | 29,191 | 29,242 |
| その他の役務費用 | 87,950 | 81,352 |
| その他業務費用 | 13,450 | 14,765 |
| 国債等債券売却損 | - | 13,748 |
| 国債等債券償還損 | 9,043 | 24 |
| その他の業務費用 | 4,406 | 991 |
| 経費 | 1,560,077 | 1,553,756 |
| 人件費 | 991,841 | 1,005,021 |
| 物件費 | 550,106 | 530,335 |
| 税金 | 18,129 | 18,400 |
| その他経常費用 | 136,984 | 287,540 |
| 貸倒引当金繰入額 | - | 221,214 |
| 貸出金償却 | 85,712 | 45,650 |
| 株式等売却損 | 8,803 | 1,463 |
| その他の経常費用 | 42,467 | 19,212 |
| 経常利益 | 259,094 | 49,380 |

(単位:千円)

| 科目 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------------|---------|---------|
| 特別損失 | 16,220 | 6,951 |
| 固定資産処分損 | 8,549 | 1,062 |
| 減損損失 | 7,670 | 5,889 |
| 税引前当期純利益 | 242,873 | 42,428 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,563 | 4,620 |
| 法人税等調整額 | 7,311 | △2,355 |
| 法人税等合計 | 11,874 | 2,264 |
| 当期純利益 | 230,998 | 40,163 |
| 繰越金(当期首残高) | 302,707 | 473,830 |
| 土地再評価差額金取崩額 | - | 609 |
| 当期末処分剰余金 | 533,706 | 514,603 |

損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による費用総額 36百万円
- 出資1口当たりの当期純利益 10円81銭(期中平均出資口数により算出)
- 当期において、以下のとおり減損損失を計上しております。

| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 |
|------|-------|----|------|
| 太田市内 | 営業用店舗 | 土地 | 0百万円 |
| 前橋市内 | 営業用店舗 | 建物 | 5百万円 |

営業用店舗については各営業店、遊休資産等は各資産を独立した最小単位とし、本部については共用資産としております。営業活動から生じる損益が継続してマイナス及び継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなることに伴い、一部の営業用店舗において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。また、回収可能額の算定は原則として正味売却価額によってあり、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

| 科目 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|---------|-------------|
| 当期末処分剰余金 | 533,706 | 514,603 |
| 積立金取崩額 | - | - |
| 剰余金処分額 | 59,875 | 46,184 |
| 利益準備金 | 24,000 | 8,000 |
| 普通出資に対する配当金 | 19,675 | 21,984 |
| (年1.0%の割合) | | (年1.0%の割合) |
| 優先出資に対する配当金 | 16,200 | 16,200 |
| (年0.81%の割合) | | (年0.81%の割合) |
| 繰越金(当期末残高) | 473,830 | 468,419 |

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。再評価方法は、法律で定められた地価税の課税対象価格(路線価)により評価を行い実施しております。再評価を行った年月日 平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 665百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 823百万円
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額 478百万円
- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年~47年 その他 3年~20年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている貸倒引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在に経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権のうち、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額(以下「未保全額」という)が一定額以上の破綻懸念先については、債権の元本の回収に係るキャッシュフローを合理的に見積もった金額と未保全額との差額、または、債務者の状況に応じたその他の方法により見積もった金額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店並びに本部各々が第一次査定を実施し、資産管理部が第二次査定を行い、その査定結果により上記の引当てを行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額のうちIV分類額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,533百万円であります。
(会計上の見積りの変更)
当事業年度より、破綻懸念先の予想損失額の見積りの精緻化を図るため、未保全額が一定額以上の破綻懸念先については、過去の一定期間における貸倒実績や回収実績などから統計的に算出する方法から、債権の元本の回収に係るキャッシュフローを合理的に見積もった金額と未保全額との差額、または、債務者の状況に応じたその他の方法により見積もった金額を計上する方法に変更しております。
これにより、個別貸倒引当金は164百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ164百万円減少しております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりであります。
(1)制度全体の積立状況に関する事項(平成30年3月31日現在)
年金資産の額 367,961百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 308,451百万円
差引額 59,510百万円
(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自29年4月1日 至30年3月31日)
0.910%
- (3)補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高23,811百万円及び別途積立金83,321百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年の元利均等償却であります。なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 27百万円
- 子会社等の株式の総額 6百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,433百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は144百万円、延滞債権額は2,718百万円あります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息の計上をなかつた貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は61百万円あります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は29百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,953百万円あります。なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機(ソフトウェア含む)、現金自動預払機(ATM)、営業用車両等についてリース契約により使用しております。
- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は447百万円あります。

- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 17,000百万円
担保資産に対応する債務 借入金 15,000百万円
上記のほか、公金取扱い、為替取引のために預け金2,003百万円を担保提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は2,088円97銭です。
- 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- 金融商品に係るリスク管理体制

- 信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信程度、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や常勤理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- 市場リスクの管理

- 金利リスクの管理
当組合は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。
市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された方針等に基づき、リスク管理委員会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

- 日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析、金利感応度分析、VaRのほか一定のストレスを受けた場合の影響額等をリスク管理委員会に報告しております。
- 為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関して、為替に影響する個別の銘柄ごとにも時価管理しているほか、一定のストレスを受けた場合の影響額等をリスク管理委員会に報告しております。

- 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、資金運用規程、有価証券等運用基準等に準じて行われております。
このうち、総務企画部では、市場運用商品の購入を行っており、半期運用計画による投資限度額の設定のほか、週次運用会議など継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

- デリバティブ取引
当組合が行うデリバティブ取引は、オプション取引に限定されており、常勤理事会の方針に基づき実施されております。
- 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、預け金及び有価証券であります。

- 当組合では、これら金融資産、金融負債についてVaRを用いて市場リスク量として定量的分析を行っております。当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。
当組合のVaRは共分散行列法(保有期間6か月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、平成31年3月31日現在で当該リスク量の大きさは910百万円になります。
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、保有期間1日VaR(有価証券・仕組預金・信託区間99%)を用いてバックテスティングを行った結果、超過回数は2回であり、使用するモデルは一定の精度があると考えています。
ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉出来ない可能性があります。
- 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、適時に資金管理を行うほか、定期的に預金の流入を把握することなどによって、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

- 金融商品の時価等に関する事項
平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難であると認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|----------|---------|-------|
| (1) 預け金(※1) | 34,956 | 34,955 | △1 |
| (2) 有価証券 | 25,216 | 25,216 | △0 |
| 満期保有目的の債券 | 300 | 299 | △0 |
| その他の有価証券 | 24,916 | 24,916 | - |
| (3) 貸出金(※1) | 76,151 | | |
| 貸倒引当金(※2) | △1,125 | | |
| | 75,026 | 76,863 | 1,837 |
| 金融資産計 | 135,199 | 137,034 | 1,835 |
| (1) 預金積金(※1) | 117,664 | 117,839 | 174 |
| (2) 借入金 | 15,000 | 15,000 | - |
| 金融負債計 | 132,664 | 132,839 | 174 |

- (※1) 貸出金、預金積金及び預け金の一部「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。原則として、満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算出し、当該現在価値を時価とみなしております。ただし、デリバティブを内包するなどの複合金融商品については、取引金融機関で算出した価格によっております。

(2)有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については「27.」に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額をおよび期間ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-------------|----------|
| 関連法人等株式(※1) | 6 |
| 非上場株式(※1) | 205 |
| 組合出資金(※2) | 508 |
| 合計 | 719 |

(※1)関連法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2)組合出資金(全信組連出資金等)のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

27. 有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「投資信託」、及び「外国証券」等が含まれております。以下30.まで同様であります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】 (単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|----|----------|-----|----|
| 社債 | 300 | 299 | △0 |
| 合計 | 300 | 299 | △0 |

(3)関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4)その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------|----------|--------|-------|
| 株式 | 39 | 36 | 3 |
| 国債 | 12,114 | 11,110 | 1,004 |
| 地方債 | 409 | 400 | 8 |
| 社債 | 4,771 | 4,702 | 69 |
| 投資信託 | 182 | 162 | 20 |
| 外国証券 | 4,161 | 3,991 | 169 |
| その他の証券 | 473 | 443 | 30 |
| 合計 | 22,153 | 20,847 | 1,306 |

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------|----------|-------|-----|
| 株式 | 84 | 101 | △16 |
| 社債 | 490 | 500 | △9 |
| 投資信託 | 397 | 430 | △32 |
| 外国証券 | 1,789 | 1,803 | △13 |
| 合計 | 2,763 | 2,836 | △72 |

(注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理はありません。

28. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

29. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額 2,442百万円 売却益 113百万円 売却損 13百万円

30. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------|-------|-------------|--------------|-------|
| 国債 | 1,007 | 4,348 | 1,042 | 5,717 |
| 地方債 | - | - | 409 | - |
| 社債 | 300 | 3,424 | 923 | 913 |
| 投資信託 | - | - | 348 | - |
| 外国証券 | 100 | 3,972 | 1,762 | 116 |
| その他の証券 | - | 248 | 225 | - |
| 合計 | 1,407 | 11,994 | 4,711 | 6,746 |

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,246百万円です。これらは原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

| 繰延税金資産 | |
|------------------------|--------|
| 貸倒引当金損算限度超過額 | 627百万円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 224 |
| 減価償却費損算限度超過額 | 66 |
| その他 | 38 |
| 繰延税金資産小計 | 958 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1) | △224 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △707 |
| 評価性引当額小計 | △932 |
| 繰延税金資産合計 | 25 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 341 |
| 前払年金費用 | 17 |
| その他 | 1 |
| 繰延税金負債合計 | 359 |
| 繰延税金負債の純額 | 334百万円 |

(注1)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 | 合計 |
|--------------|------|-------------|-------------|-------------|------|------|
| 税務上の繰越欠損金(a) | - | - | - | - | 224 | 224 |
| 評価性引当金 | - | - | - | - | △224 | △224 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - |

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

財務諸表の正確性の確認

私は当組合の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第65期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和1年6月27日

あかぎ信用組合

理事長 小林 正弘

法定監査の状況

当組合は、協金法第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当することから、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「ひびき監査法人」の厳正な監査を受けております。

主要な業務の状況を示す指標

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位:平残・百万円、利息・千円)

| | | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|----|-----------|-----------|
| 資金運用勘定 | 平残 | 134,409 | 135,939 |
| | 利息 | 1,693,631 | 1,702,351 |
| | 利回 | 1.26% | 1.25% |
| うち貸出金 | 平残 | 71,191 | 75,586 |
| | 利息 | 1,298,168 | 1,336,869 |
| | 利回 | 1.82% | 1.76% |
| うち預け金 | 平残 | 37,698 | 35,921 |
| | 利息 | 57,517 | 50,451 |
| | 利回 | 0.15% | 0.14% |
| うち有価証券 | 平残 | 25,176 | 24,061 |
| | 利息 | 324,303 | 301,390 |
| | 利回 | 1.28% | 1.25% |
| 資金調達勘定 | 平残 | 131,648 | 132,892 |
| | 利息 | 58,627 | 49,112 |
| | 利回 | 0.04% | 0.03% |
| うち預金積金 | 平残 | 116,892 | 117,588 |
| | 利息 | 58,073 | 48,254 |
| | 利回 | 0.04% | 0.04% |
| うち借入金 | 平残 | 14,657 | 15,205 |
| | 利息 | 68 | 372 |
| | 利回 | 0.00% | 0.00% |

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(29年度4百万円、30年度4百万円)を控除して表示しております。

総資金利鞘等

(単位:%)

| | | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------------|--|--------|--------|
| 資金運用利回(a) | | 1.26 | 1.25 |
| 資金調達原価率(b) | | 1.22 | 1.20 |
| 総資金利鞘(a)-(b) | | 0.04 | 0.05 |

受取利息・支払利息の増減

(単位:千円)

| | | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------|--|---------|--------|
| 受取利息の増減 | | 36,446 | 8,720 |
| 支払利息の増減 | | △16,111 | △9,515 |

預貸率・預証率

(単位:%)

| | | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----|------|--------|--------|
| 預貸率 | 期 末 | 63.31 | 64.71 |
| | 期中平均 | 60.90 | 64.28 |
| 預証率 | 期 末 | 21.75 | 21.61 |
| | 期中平均 | 21.53 | 20.46 |

粗利益等

(単位:千円)

| | | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------|--|-----------|-----------|
| 資金運用収支 | | 1,635,003 | 1,653,239 |
| 資金運用収益 | | 1,693,631 | 1,702,351 |
| 資金調達費用 | | 58,627 | 49,112 |
| 役員取引等収支 | | 9,440 | 18,524 |
| 役員取引等収益 | | 126,582 | 129,119 |
| 役員取引等費用 | | 117,142 | 110,594 |
| その他業務収支 | | 92,696 | 117,122 |
| その他業務収益 | | 106,146 | 131,888 |
| その他業務費用 | | 13,450 | 14,765 |
| 業務粗利益 | | 1,737,140 | 1,788,887 |
| 業務粗利益率 | | 1.29% | 1.31% |

(注)業務粗利益率= $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益

(単位:千円)

| | | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--|---------|---------|
| 業務純益 | | 177,063 | 153,052 |

利益率

(単位:%)

| | | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------|--|--------|--------|
| 総資産経常利益率 | | 0.18 | 0.03 |
| 総資産当期純利益率 | | 0.16 | 0.02 |

(注)総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

経費の内訳

(単位:千円)

| | | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--|-----------|-----------|
| 人件費 | | 991,841 | 1,005,021 |
| 報酬給料手当 | | 800,509 | 800,148 |
| 退職給付費用 | | 76,565 | 93,899 |
| その他 | | 114,766 | 110,973 |
| 物件費 | | 550,106 | 530,335 |
| 事務費 | | 250,678 | 235,411 |
| 固定資産費 | | 82,028 | 75,361 |
| 事業費 | | 56,605 | 53,090 |
| 人事厚生費 | | 24,485 | 19,135 |
| 減価償却費 | | 94,008 | 108,184 |
| その他 | | 42,300 | 39,152 |
| 税金 | | 18,129 | 18,400 |
| 経費合計 | | 1,560,077 | 1,553,756 |

役務取引の状況

(単位:千円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|---------|---------|
| 役務取引等収益 | 126,582 | 129,119 |
| 受入為替手数料 | 59,985 | 59,918 |
| その他の受入手数料 | 66,597 | 69,201 |
| その他の役務取引等収益 | - | - |
| 役務取引等費用 | 117,142 | 110,594 |
| 支払為替手数料 | 29,191 | 29,242 |
| その他の支払手数料 | 47,546 | 41,913 |
| その他の役務取引等費用 | 40,403 | 39,438 |

その他業務収益の内訳

(単位:千円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------|---------|---------|
| 外国為替売買益 | - | - |
| 商品有価証券売買益 | - | - |
| 国債等債券売却益 | 88,906 | 113,422 |
| 国債等債券償還益 | - | - |
| 金融派生商品収益 | - | - |
| その他の業務収益 | 17,240 | 18,466 |
| 合 計 | 106,146 | 131,888 |

常勤従業員1人当たりの残高

(単位:百万円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------|--------|--------|
| 預金残高 | 698 | 704 |
| 貸出金残高 | 442 | 455 |

1店舗当たりの残高

(単位:百万円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------|--------|--------|
| 預金残高 | 8,971 | 9,051 |
| 貸出金残高 | 5,680 | 5,857 |

組合員数の推移

(単位:人)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----|--------|--------|
| 個 人 | 30,492 | 30,004 |
| 法 人 | 2,925 | 2,958 |
| 合 計 | 33,417 | 32,962 |

預金に関する指標

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|--------|---------|--------|---------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 流動性預金 | 35,767 | 30.59 | 37,105 | 31.55 |
| 定期性預金 | 81,124 | 69.40 | 80,483 | 68.44 |
| 譲渡性預金 | - | - | - | - |
| その他の預金 | - | - | - | - |
| 合 計 | 116,892 | 100.00 | 117,588 | 100.00 |

預金者人格別預金残高

(単位:百万円、%)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|------|---------|--------|---------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 個 人 | 98,313 | 84.29 | 98,376 | 83.60 |
| 法 人 | 18,319 | 15.70 | 19,288 | 16.39 |
| 一般法人 | 15,517 | 13.30 | 16,458 | 13.98 |
| 金融機関 | 1 | 0.00 | 11 | 0.01 |
| 公 金 | 1,191 | 1.02 | 1,081 | 0.91 |
| その他 | 1,607 | 1.37 | 1,736 | 1.47 |
| 合 計 | 116,632 | 100.00 | 117,664 | 100.00 |

金利種類別定期預金残高

(単位:百万円、%)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|------|--------|--------|--------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 固定金利 | 70,768 | 97.16 | 68,588 | 97.24 |
| 変動金利 | 45 | 0.06 | 39 | 0.05 |
| その他 | 2,017 | 2.77 | 1,900 | 2.69 |
| 合 計 | 72,831 | 100.00 | 70,529 | 100.00 |

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|
| 財形貯蓄残高 | 144 | 149 |

貸出金等に関する指標

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|------|--------|--------|--------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 割引手形 | 408 | 0.57 | 440 | 0.58 |
| 手形貸付 | 4,539 | 6.37 | 5,161 | 6.82 |
| 証書貸付 | 61,960 | 87.03 | 65,133 | 86.17 |
| 当座貸越 | 4,282 | 6.01 | 4,850 | 6.41 |
| 合計 | 71,191 | 100.00 | 75,586 | 100.00 |

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 消費者ローン | 1,861 | 11.88 | 1,883 | 12.31 |
| 住宅ローン | 13,801 | 88.11 | 13,413 | 87.68 |
| 合計 | 15,662 | 100.00 | 15,296 | 100.00 |

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|----------------|--------|--------|--------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 製造業 | 7,766 | 10.51 | 8,092 | 10.62 |
| 農業、林業 | 510 | 0.69 | 552 | 0.72 |
| 漁業 | - | - | - | - |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | - | - | - | - |
| 建設業 | 5,878 | 7.96 | 6,199 | 8.14 |
| 電気、ガス、熱供給、水道業 | 3,362 | 4.55 | 3,426 | 4.49 |
| 情報通信業 | 188 | 0.25 | 276 | 0.36 |
| 運輸業、郵便業 | 3,158 | 4.27 | 3,116 | 4.09 |
| 卸売業、小売業 | 4,741 | 6.42 | 4,928 | 6.47 |
| 金融業、保険業 | 267 | 0.36 | 65 | 0.08 |
| 不動産業 | 12,526 | 16.96 | 13,407 | 17.60 |
| 物品賃貸業 | 526 | 0.71 | 523 | 0.68 |
| 学術研究、専門技術サービス業 | 539 | 0.73 | 646 | 0.84 |
| 宿泊業 | 131 | 0.17 | 125 | 0.16 |
| 飲食業 | 1,258 | 1.70 | 1,303 | 1.71 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 635 | 0.86 | 567 | 0.74 |
| 教育、学習支援業 | 95 | 0.12 | 508 | 0.66 |
| 医療、福祉 | 2,745 | 3.71 | 2,870 | 3.76 |
| その他のサービス | 4,124 | 5.58 | 4,231 | 5.55 |
| その他の産業 | 888 | 1.20 | 1,043 | 1.37 |
| 小計 | 49,347 | 66.82 | 51,886 | 68.13 |
| 地方公共団体 | 4,637 | 6.28 | 4,833 | 6.34 |
| 個人(住宅消費納税資金等) | 19,860 | 26.89 | 19,431 | 25.51 |
| 合計 | 73,845 | 100.00 | 76,151 | 100.00 |

貸倒引当金の内訳 P.48をご参照下さい。

貸出金償却額 P.48をご参照下さい。

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|------|--------|--------|--------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 運転資金 | 29,531 | 39.99 | 30,004 | 39.40 |
| 設備資金 | 44,313 | 60.00 | 46,146 | 60.59 |
| 合計 | 73,845 | 100.00 | 76,151 | 100.00 |

金利種類別貸出金残高

(単位:百万円、%)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|------|--------|--------|--------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 固定金利 | 31,943 | 43.25 | 32,789 | 43.05 |
| 変動金利 | 41,901 | 56.74 | 43,362 | 56.94 |
| 合計 | 73,845 | 100.00 | 76,151 | 100.00 |

貸出金担保別残高

(単位:百万円、%)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 当組合預金積金 | 3,133 | 4.24 | 3,007 | 3.94 |
| 有価証券 | - | - | - | - |
| 動産 | 5,684 | 7.69 | 6,284 | 8.25 |
| 不動産 | 23,005 | 31.15 | 24,598 | 32.30 |
| その他 | 342 | 0.46 | 293 | 0.38 |
| 小計 | 32,166 | 43.55 | 34,183 | 44.88 |
| 信用保証協会・信用保険 | 3,642 | 4.93 | 3,748 | 4.92 |
| 保証 | 25,835 | 34.98 | 25,233 | 33.13 |
| 信用 | 12,200 | 16.52 | 12,985 | 17.05 |
| 合計 | 73,845 | 100.00 | 76,151 | 100.00 |

債務保証見返担保別残高

(単位:百万円、%)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 当組合預金積金 | 0 | 1.54 | - | - |
| 有価証券 | - | - | - | - |
| 動産 | - | - | - | - |
| 不動産 | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - |
| 小計 | 0 | 1.54 | - | - |
| 信用保証協会・信用保険 | 32 | 50.50 | 15 | 35.95 |
| 保証 | 30 | 47.95 | 27 | 64.04 |
| 信用 | - | - | - | - |
| 合計 | 64 | 100.00 | 43 | 100.00 |

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

| 区分 | 債権額 A | 担保・保証 B | 貸倒引当金 C | 保全額 D=B+C | 保全率 D/A | 貸倒引当金引当率 C/(A-B) | |
|-------------------|----------|------------|------------|--------------|------------|---------------------|--------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 平成29年度 | 774 | 572 | 201 | 774 | 100.00 | 100.00 |
| | 平成30年度 | 646 | 482 | 164 | 646 | 100.00 | 100.00 |
| 危険債権 | 平成29年度 | 2,367 | 1,447 | 280 | 1,727 | 72.97 | 30.46 |
| | 平成30年度 | 2,218 | 1,309 | 425 | 1,734 | 78.19 | 46.77 |
| 要管理債権 | 平成29年度 | 46 | 15 | 0 | 15 | 33.22 | 0.72 |
| | 平成30年度 | 90 | 31 | 0 | 31 | 35.08 | 0.44 |
| 不良債権計 | 平成29年度 | 3,187 | 2,035 | 481 | 2,517 | 78.96 | 41.80 |
| | 平成30年度 | 2,955 | 1,823 | 589 | 2,413 | 81.64 | 52.09 |
| 正常債権 | 平成29年度 | 70,773 | | | | | |
| | 平成30年度 | 73,292 | | | | | |
| 合計 | 平成29年度 | 73,961 | | | | | |
| | 平成30年度 | 76,247 | | | | | |

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証B」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金C」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 保全率、貸倒引当金引当率が計算上100%を超える場合、100%と表示しております。

リスク管理債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

| 区分 | 残高 A | 担保・保証 B | 貸倒引当金 C | 保全率 (B+C)/A | |
|-----------|---------|------------|------------|----------------|--------|
| 破綻先債権 | 平成29年度 | 109 | 90 | 19 | 100.00 |
| | 平成30年度 | 144 | 135 | 8 | 100.00 |
| 延滞債権 | 平成29年度 | 3,027 | 1,926 | 461 | 78.86 |
| | 平成30年度 | 2,718 | 1,653 | 581 | 82.20 |
| 3か月以上延滞債権 | 平成29年度 | - | - | - | - |
| | 平成30年度 | 61 | 17 | 0 | 28.81 |
| 貸出条件緩和債権 | 平成29年度 | 46 | 15 | 0 | 33.22 |
| | 平成30年度 | 29 | 13 | 0 | 48.36 |
| 合計 | 平成29年度 | 3,183 | 2,031 | 481 | 78.93 |
| | 平成30年度 | 2,953 | 1,821 | 589 | 81.63 |

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.および2.を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.~3.を除く)です。
5. 「担保・保証B」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金C」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 保全率が計算上100%を超える場合、100%と表示しております。

有価証券に関する指標

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円,%)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 国債 | 13,853 | 55.02 | 12,184 | 50.63 |
| 地方債 | 400 | 1.59 | 400 | 1.66 |
| 短期社債 | - | - | - | - |
| 社債 | 5,461 | 21.69 | 5,443 | 22.62 |
| 株式 | 341 | 1.35 | 335 | 1.39 |
| 外国証券その他 | 5,119 | 20.33 | 5,698 | 23.68 |
| 貸付有価証券 | - | - | - | - |
| 合計 | 25,176 | 100.00 | 24,061 | 100.00 |

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

残存期間別有価証券残高

(単位:百万円)

| | | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------|------------|--------|--------|
| 国債 | 1年以下 | - | 1,007 |
| | 1年超3年以下 | 1,332 | 1,235 |
| | 3年超5年以下 | 1,975 | 3,112 |
| | 5年超10年以下 | 3,124 | 1,042 |
| | 10年超 | 8,140 | 5,717 |
| | 期間の定めのないもの | - | - |
| | 小計 | 14,572 | 12,114 |
| 地方債 | 1年以下 | - | - |
| | 1年超3年以下 | - | - |
| | 3年超5年以下 | - | - |
| | 5年超10年以下 | 407 | 409 |
| | 10年超 | - | - |
| | 期間の定めのないもの | - | - |
| | 小計 | 407 | 409 |
| 社債 | 1年以下 | - | 300 |
| | 1年超3年以下 | 1,002 | 2,128 |
| | 3年超5年以下 | 2,431 | 1,296 |
| | 5年超10年以下 | 1,025 | 923 |
| | 10年超 | 914 | 913 |
| | 期間の定めのないもの | - | - |
| | 小計 | 5,375 | 5,562 |
| 株式 | 期間の定めのないもの | 338 | 321 |
| | 小計 | 338 | 321 |
| 外国証券その他 | 1年以下 | 499 | 100 |
| | 1年超3年以下 | 1,814 | 2,070 |
| | 3年超5年以下 | 414 | 2,153 |
| | 5年超10年以下 | 1,757 | 2,336 |
| | 10年超 | 110 | 126 |
| | 期間の定めのないもの | 77 | 231 |
| | 小計 | 4,674 | 7,020 |
| 合計 | 25,368 | 25,428 | |

有価証券、金銭の信託等の取得価額(帳簿)または契約価額、時価及び評価損益

(単位:百万円)

| | | 取得価額または契約価額 | 時価 | 評価損益 |
|-----------|------|-------------|--------|--------|
| | | 29年度 | 24,017 | 25,370 |
| 有価証券 | 30年度 | 24,198 | 25,431 | 1,233 |
| | 29年度 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 30年度 | - | - | - |
| | 29年度 | - | - | - |
| デリバティブ等商品 | 30年度 | - | - | - |

(注)1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会:平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないもの及び満期保有目的の債券については、帳簿価額で表示しております。
2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合わせた商品です。なお、有価証券のうち区分処理を行うべき複合金融商品につきましては本項目に記載しております。また、評価損益につきましては当該決算において益(損)金処理を行っております。

オフバランス取引の状況

(単位:千円)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|------------|---------------|-------|---------------|-------|
| | 契約金額 想定元本額 | 与信相当額 | 契約金額 想定元本額 | 与信相当額 |
| 金利スワップ | - | - | - | - |
| 通貨スワップ | - | - | - | - |
| 先物外国為替取引 | - | - | - | - |
| 金利オプション(買) | - | - | - | - |
| 通貨オプション(買) | - | - | - | - |
| その他金融派生商品 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |

先物取引の時価評価

当組合は先物取引を行っておりません。

その他の業務の状況

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|--------|--------|
| 全国信用協同組合連合会 | - | - |
| 商工組合中央金庫 | 59 | 40 |
| 日本政策金融公庫 | 19 | 14 |
| 住宅金融支援機構 | 416 | 347 |
| 福祉医療機構 | 18 | 16 |
| その他 | - | - |
| 合計 | 514 | 418 |

証券業務

公共債窓口販売実績

(単位:百万円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|
| 個人向け国債 | - | 2 |
| ぐんま県民債 | - | - |

公共債引受額

当組合は公共債の引受業務は行っておりません。

投資信託窓口販売実績

当組合は投資信託の窓口販売は行っておりません。

国内為替取扱実績

(単位:百万円)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|---------|---------|--------|---------|--------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 振込・送金 | 85,098 | 71,012 | 85,898 | 70,186 |
| 他金融機関向け | 105,888 | 65,618 | 107,227 | 70,728 |
| 代金取立 | 622 | 1,278 | 601 | 1,454 |
| 他金融機関から | 89 | 159 | 105 | 198 |

国際業務

外国為替取扱高

(単位:千米ドル)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----|--------|--------|
| 貿易 | 22 | 75 |
| 貿易外 | 17 | 7 |
| 合計 | 39 | 82 |

外貨建資産残高

(単位:千米ドル)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|
| 外貨資産残高 | - | - |

自己資本の充実の状況 ~バーゼルⅢ第3の柱に関する事項~

バーゼルⅢとは

バーゼルⅢとは、2007年(平成19年)以降の世界的な金融危機を教訓に、その再発防止や金融システムの安定を維持することを目的とした国際的な合意のことです。そこでは資本水準の引き上げ・資本の質の向上並びにリスク捕捉の強化等により、従来のバーゼルⅡの3つの柱を基盤に自己資本比率規制の強化がなされたほか、今後新たな観点からの規制が追加される予定になっております。なお、バーゼルⅢは国際業務を行う金融機関を対象とした国際統一基準ですが、当組合は国内に限られた地域での営業であるため「国内基準」が平成26年3月期から適用され、またこれにはバーゼルⅡからの円滑な移行のために段階的な経過措置(最長15年)が設けられております。

バーゼルⅢの枠組み(国内基準)

第1の柱 最低所要自己資本比率 各金融機関の実情に応じたリスク計測手法により正確にリスクを反映したうえで、最低所要自己資本比率(4%)の維持が求められる。

第2の柱 自己管理と監督上の検証 第1の柱では対象にならない金利リスク等も含めた主要なリスクを金融機関自身が把握したうえで経営上必要な自己資本を検討し、監督当局によってその適切性を監督される。

第3の柱 市場規律 情報開示(ディスクロージャー)を通じて、市場によってその健全性を監督される。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等から構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

| 発行主体 | あかぎ信用組合 | あかぎ信用組合 |
|---------------|----------|------------|
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 | 非累積的永久優先出資 |
| コア資本の額に算入された額 | 2,185百万円 | 2,000百万円 |

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関する評価方法につきましては、一つ目の観点として、健全性の指標である自己資本比率が国内基準である4%に対して十分な水準かどうかによって評価しております。なお、当組合では自己資本の充実策は経営計画等に基づく業務推進により得た利益の積み上げを第一に捉えており、同計画の進捗管理を通じて将来における自己資本の額及び自己資本比率の見通しを原則毎月算出し管理しております。

また二つ目の観点はリスク管理の側面であり、①統合的リスク管理②自己資本管理による評価を実施しております。概要は①通常に想定されるリスク量とリスク資本等を比較した場合のバッファ(余力)の管理、②通常には想定できないストレス環境下におけるバッファの管理により、当組合の抱える各種リスク(第1の柱では捕捉できないリスクを含む)に対して十分な資本を有しているか、資本に対して過度なリスクテイクを行っていないかの評価によります。なお、リスク計測方法やストレスシナリオは、リスク管理委員会により毎期に決定され、同委員会は四半期毎にリスク量やバッファのモニタリングを行っております。

KEY WORD

■ コア資本に係る調整項目

コア資本からの控除項目のことであり、損失吸収力を有さないものや金融システム全体のリスクを高めるものなど、資本の質を向上させるために厳格な基準により設けられています。

■ エクスポージャー

価格変動リスクに晒されている資産のことを指します。

■ リスク・ウェイト

資産の危険度を表す指標で、自己資本比率算出の際に保有資産ごとに分類して用います。

なお、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

・Moody's ・Standard & Poor's ・R&I(格付情報センター) ・JCR(日本格付研究所)

※上記のいずれかを用い、エクスポージャーの種類に応じた使い分けは行っていません。

■ リスク・アセット

リスク資産(貸出金や有価証券などのエクスポージャー)をリスクの大きさ(=リスク・ウェイト)に応じて再評価した資産金額のことです。

自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率

(単位:千円)

| | 平成29年度 | 経過措置による 不算入額 | 平成30年度 | 経過措置による 不算入額 |
|--|------------|-----------------|------------|-----------------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額 | 5,481,781 | | 5,463,677 | |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 4,205,951 | | 4,185,258 | |
| うち、利益剰余金の額 | 1,311,706 | | 1,316,603 | |
| うち、外部流出予定額(△) | 35,875 | | 38,184 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | - | | - | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 159,364 | | 241,868 | |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 159,364 | | 241,868 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | - | | - | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | | - | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | | - | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 74,429 | | 61,835 | |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 5,715,576 | | 5,767,381 | |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 28,077 | 7,019 | 25,421 | |
| うち、のれんに係るものの額 | - | - | - | |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 28,077 | 7,019 | 25,421 | |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | - | - | - | |
| 適格引当金不足額 | - | - | - | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | - | - | - | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | - | - | - | |
| 前払年金費用の額 | 41,188 | 10,297 | 45,293 | |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | - | - | - | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | - | - | - | |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | - | - | - | |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額 | - | - | - | |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | - | - | - | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - | - | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - | - | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | - | - | - | |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | - | - | - | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - | - | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - | - | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | - | - | - | |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 69,265 | | 70,715 | |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ) | 5,646,310 | | 5,696,666 | |
| リスク・アセット等 (3) | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 66,867,767 | | 69,953,980 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △460,932 | | △28,000 | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △753,915 | | △302,824 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 292,982 | | 274,823 | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 3,227,989 | | 3,307,005 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | - | | - | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | - | | - | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 70,095,756 | | 73,260,986 | |
| 自己資本比率 | | | | |
| 自己資本比率 ((ハ)/(ニ)) | 8.05% | | 7.77% | |

(注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。
2. 「一般貸倒引当金」にはこれに準じるものとして偶発損失引当金を含んでおります。

自己資本の充実度に関する事項

所要自己資本額等

(単位:百万円)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|--|----------|---------|----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| 信用リスク・アセット、所要自己資本の額(A) | 66,867 | 2,674 | 69,953 | 2,798 |
| 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 67,328 | 2,693 | 69,529 | 2,781 |
| ソブリン向け | 510 | 20 | 530 | 21 |
| 金融機関向け | 4,768 | 190 | 4,958 | 198 |
| 法人等向け | 32,964 | 1,318 | 34,879 | 1,395 |
| 中小企業等・個人向け | 8,670 | 346 | 8,632 | 345 |
| 抵当権付住宅ローン | 3,149 | 125 | 2,968 | 118 |
| 不動産取得等事業向け | 11,511 | 460 | 12,607 | 504 |
| 3ヶ月以上延滞等 | 1,224 | 48 | 1,148 | 45 |
| 出資等 | 813 | 32 | 960 | 38 |
| 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの | 1,759 | 70 | 1,008 | 40 |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | 341 | 13 | 507 | 20 |
| その他 | 1,613 | 64 | 1,348 | 53 |
| 証券化エクスポージャー | - | - | - | - |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | | | 451 | 18 |
| ルック・スルー方式 | | | 25 | 1 |
| 蓋然性方式(250%) | | | 426 | 17 |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの | 292 | 11 | 274 | 10 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったもの | △753 | △30 | △302 | △12 |
| CVAリスク | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オペレーショナル・リスク(B) | 3,227 | 129 | 3,307 | 132 |
| 単体総所要自己資本額(A)+(B) | 70,095 | 2,803 | 73,260 | 2,930 |

(注) 1. 「所要自己資本額」とは、リスク・アセットの額に4%を乗じた額です。

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「ソブリン向け」「金融機関及び第1種金融商品取引業者向け」「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことでです。

5. CVAリスクの算出には、簡便的リスク測定方式を採用しております。

〈CVAリスクの算出方法〉

派生商品取引のリスク・アセットの額×12%÷8%

6. オペレーショナル・リスクの算出には、基礎的手法を採用しております。

〈オペレーショナル・リスクの算出方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

KEY WORD

■ 貸倒引当金

貸倒れによる債権回収不可能に対応するため、あらかじめ貸倒れの見積額を計上するものです。

〈貸倒引当金の計上基準〉

正常先、要注意先債権 …………… 債権の区分毎に、過去3算定期間の貸倒実績率の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出し、各債権額にこれに乗じて、今後1年間(要管理先については3年間)の予想損失額を見積りその予想損失額を一般貸倒引当金として計上する。

破綻懸念先債権 …………… 債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が認められる額を控除した残額(以下、未保全額という)が一定額以上の先については、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もった金額と未保全額との差額、または、債務者の状況に応じたその他の方法により見積もった金額を個別貸倒引当金として計上する。また、その他の先については、破綻懸念先債権における過去3算定期間の貸倒実績率の平均値に基づき予想損失率を求め、未保全額に予想損失率を乗じて、今後3年間の予想損失額を個別貸倒引当金として計上する。

実質破綻先、破綻先債権 …… 未保全額の全額について個別貸倒引当金の引当を行う。

信用リスクに関する事項(リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

| | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | | | | | | | | 3ヶ月以上延滞 エクスポージャー | |
|------------|-------------------|---------|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------------|--------|
| | 合計 | | 貸出金、コミットメント 及びオフ・バランス取引 | | 債券 | | 投資信託 | | | |
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 製造業 | 9,988 | 10,198 | 7,914 | 8,224 | 1,903 | 1,803 | - | - | 89 | 71 |
| 建設業 | 6,689 | 6,994 | 6,489 | 6,794 | 200 | 200 | - | - | 148 | 123 |
| 卸売業、小売業 | 6,003 | 6,205 | 5,101 | 5,303 | 902 | 902 | - | - | 8 | 224 |
| 金融業、保険業 | 40,839 | 41,360 | 285 | 77 | 3,634 | 5,638 | - | - | - | - |
| 不動産業 | 13,651 | 14,598 | 12,694 | 13,641 | 503 | 502 | - | - | 149 | 124 |
| 各種サービス業 | 11,128 | 11,816 | 11,128 | 11,816 | - | - | - | - | 175 | 157 |
| 国・地方公共団体等 | 18,537 | 16,369 | 4,645 | 4,841 | 13,892 | 11,528 | - | - | - | - |
| 個人 | 17,292 | 16,854 | 17,292 | 16,854 | - | - | - | - | 231 | 268 |
| その他 | 14,462 | 14,929 | 8,408 | 8,694 | 1,802 | 2,303 | 463 | 137 | 50 | 186 |
| 業種別合計 | 138,594 | 139,328 | 73,961 | 76,247 | 22,838 | 22,878 | 463 | 137 | 852 | 1,155 |
| 1年以下 | 30,534 | 39,626 | 10,939 | 12,035 | 500 | 1,401 | - | - | - | - |
| 1年超3年以下 | 21,758 | 15,614 | 4,403 | 4,059 | 4,043 | 5,347 | - | - | - | - |
| 3年超5年以下 | 12,253 | 13,149 | 5,511 | 5,920 | 4,734 | 6,222 | - | - | - | - |
| 5年超10年以下 | 21,080 | 18,484 | 14,966 | 14,045 | 5,288 | 3,995 | 381 | - | - | - |
| 10年超20年以下 | 31,526 | 31,753 | 23,454 | 26,041 | 7,369 | 5,010 | - | - | - | - |
| 20年超 | 14,614 | 14,034 | 13,712 | 13,132 | 902 | 902 | - | - | - | - |
| 期間の定めのないもの | 3,052 | 2,884 | 972 | 1,013 | - | - | 82 | 137 | - | - |
| その他 | 3,772 | 3,780 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 残存期間別合計 | 138,594 | 139,328 | 73,961 | 76,247 | 22,838 | 22,878 | 463 | 137 | - | - |

- (注) 1. 「地域別」に区分した場合、多くは国内向けですが、債券の一部においてのみ国外の発行体向けとなっております。(29年度3,632百万円、30年度5,837百万円)
 2. 上記の「その他」には、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等、及び各区分に分類することが困難なエクスポージャー等が含まれます。
 3. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及びデフォルトしたエクスポージャーのことです。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

| | 平成29年度 | | | | | 平成30年度 | | | | |
|---------|--------|-----|------|-----|------|--------|-----|------|-----|-------|
| | 期首残高 | 増加 | 減少 | | 期末残高 | 期首残高 | 増加 | 減少 | | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 160 | 137 | - | 160 | 137 | 137 | 219 | - | 137 | 219 |
| 個別貸倒引当金 | 926 | 246 | 15 | 329 | 827 | 827 | 389 | 60 | 249 | 905 |
| 合計 | 1,087 | 384 | 15 | 490 | 965 | 965 | 609 | 60 | 387 | 1,125 |

(注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該金額は上記残高には含んでおりません。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金等償却の残高等

(単位:百万円)

| | 個別貸倒引当金 | | | | | | | | 貸出金等償却 | |
|---------|---------|-----|-----|------|--------|-----|-----|------|--------|--------|
| | 平成29年度 | | | | 平成30年度 | | | | 平成29年度 | 平成30年度 |
| | 期首残高 | 増加 | 減少 | 期末残高 | 期首残高 | 増加 | 減少 | 期末残高 | | |
| 製造業 | 65 | 54 | 7 | 112 | 112 | 1 | 41 | 72 | 10 | 47 |
| 建設業 | 37 | 83 | 2 | 118 | 118 | 170 | 16 | 271 | - | 24 |
| 卸売業、小売業 | 57 | 6 | 1 | 62 | 62 | 115 | 4 | 173 | 0 | 0 |
| 不動産業 | 264 | 1 | 206 | 59 | 59 | 6 | 47 | 18 | 21 | 5 |
| 各種サービス業 | 247 | 17 | 27 | 237 | 237 | 3 | 29 | 211 | 57 | 21 |
| 個人 | 250 | 2 | 99 | 152 | 152 | 17 | 91 | 78 | 12 | 3 |
| その他 | 4 | 80 | 0 | 84 | 84 | 75 | 80 | 79 | - | 3 |
| 合計 | 926 | 246 | 344 | 827 | 827 | 389 | 310 | 905 | 100 | 106 |

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 期中に業種変更が行われた場合、当該期首に遡って変更を反映させております。したがって、業種によっては「前年度期末残高」と「当年度期首残高」が一致しないことがあります。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

| | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | |
|--------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|
| | 格付適用有 | 格付適用無 | 合計 | 格付適用有 | 格付適用無 | 合計 |
| 0% | - | 38,902 | 38,902 | - | 36,261 | 36,261 |
| 10% | - | 2,846 | 2,846 | - | 3,062 | 3,062 |
| 20% | 601 | 24,993 | 25,594 | 601 | 25,936 | 26,537 |
| 35% | - | 8,999 | 8,999 | - | 8,482 | 8,482 |
| 50% | 2,108 | 200 | 2,309 | 2,106 | 204 | 2,310 |
| 75% | - | 11,555 | 11,555 | - | 11,505 | 11,505 |
| 100% | 1,901 | 44,775 | 46,677 | 2,304 | 47,164 | 49,468 |
| 150% | 301 | 378 | 679 | - | 592 | 592 |
| 250% | - | 201 | 201 | - | 201 | 201 |
| 自己資本控除 | - | - | - | - | - | - |
| その他 | - | 827 | 827 | - | 905 | 905 |
| 合計 | 4,912 | 133,681 | 138,594 | 5,011 | 134,316 | 139,328 |

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後、経過措置後のリスク・ウェイトに区分しております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

当組合が用いる信用リスク削減手法には、「適格担保」として自組合預金積金、「保証」として政府関係機関保証、民間保証、「貸出金と自組合預金の相殺」として、日本銀行貸出支援基金の活用に係る全信組連への預け金と全信組連からの借入金等が該当します。

なお、適格保証人(平成18年金融庁告示第22号第97条)として適用するのは以下の通りです。

住宅金融支援機構(政府関係機関)、SMBコンシューマーファイナンス(株)(A-)

削減手法として、派生商品取引及びレボ形式の取引については行っておりません。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

| | 適格金融資産担保 | | 保証 | | 貸出金と自組合預金の相殺 | |
|------------|----------|--------|--------|--------|--------------|--------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| ソブリン向け | - | - | 0 | - | - | - |
| 金融機関向け | - | - | - | - | 15,000 | 15,000 |
| 法人等向け | 1,023 | 1,105 | - | - | - | - |
| 中小企業等・個人向け | 1,385 | 1,253 | 32 | 23 | - | - |
| 不動産取得等事業向け | 135 | 52 | - | - | - | - |
| 3ヶ月以上延滞等 | 1 | 3 | - | - | - | - |
| 合計 | 2,547 | 2,414 | 33 | 23 | 15,000 | 15,000 |

(注) 1. 当組合は適格金融資産担保について簡便手法を用いております。(自組合担保預金のみ)

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

KEY WORD

信用リスク削減手法

信用リスク・エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合、自己資本比率算出の際にエクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど、信用リスク・アセット額を軽減する措置のことであります。

派生商品取引

派生商品取引に関するリスク管理方針及び手続の概要等

当組合は派生商品取引については、有価証券運用の一部として、市場リスク全般の管理方針、手続、会計方針等を準用しております。取引の種類は、原則としてオプション(ブット、コール)の売りに限り行います。

出資等エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等エクスポージャーのリスク管理は、エクスポージャーの種類として、あるいは上場・関連会社等の区分ごととして、個別的に定めを設けず、市場リスクとして包括的に管理を行っているため、当該リスク管理方針、手続等を準用しております。また、会計処理については、金融商品取引法・金融商品会計に関する実務指針に準拠し、適切に行っております。

また保有比率について、有価証券全体に対し株式は10%の範囲内、かつ株式全体に対し原則として各業種30%の範囲内での運用を行っております。

貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|---------|----------|-----|----------|-----|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 貸借対照表計上額 | 時価 |
| 上場株式等 | 141 | 141 | 141 | 141 |
| 上場株式等以外 | 1,040 | 491 | 1,354 | 630 |
| 合計 | 1,181 | 633 | 1,495 | 771 |

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャーは、上場株式等以外に含めて記載しております。

売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----|--------|--------|
| 売却益 | - | 0 |
| 売却損 | 8 | - |
| 償却 | - | - |

(注) 本項目には、投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャーに係る売却損益は含みません。

貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|
| 評価損益 | 29 | 52 |

(注) 本項目の数値は、出資等エクスポージャーに該当するその他有価証券の評価損益です。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|
| 評価損益 | - | - |

(注) 本項目の数値は、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------------------------|--------|--------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー | - | 285 |
| マナデート方式を適用するエクスポージャー | - | - |
| 蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー | - | 170 |
| 蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー | - | - |
| フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー | - | - |

KEY WORD

証券化エクスポージャー

金融機関が保有する債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産のことで、証券化エクスポージャーに関するリスク管理方針等

当組合は証券化エクスポージャーについては、投資家としてのみ関与しており、有価証券運用の一部として、市場リスク全般の管理方針、手続、会計方針等を準用しております。リスク・アセットの算出には標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定には、P.45記載の適格格付機関を使用しております。

なお、前期末、当期末ともに保有しておりません。

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスクをいい、すべての金利感応資産・負債（貸出金、有価証券、預け金、預金、借入金、他）を管理・計測の対象としております。また、当組合では、金利変動のほか為替や株式等の様々なリスクファクターの変動も含めた市場リスクのひとつとして管理しております。

そのうち、金融庁の定める金利リスク（IRRBB）については、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測される Δ EVE、及び期間損益の減少額として計測される Δ NIIを複数の金利シナリオに基づき算出しております。なお、計測は総務企画部が四半期毎に実施し、その都度リスク管理委員会に報告しております。

金利リスクの算定方法の概要

1. 開示告示に基づく Δ EVE及び Δ NIIに関する事項

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 …1.122年
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 …4.917年
- (3) 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提 …金融庁が定める保守的な前提(現残高の50%、毎月均等割)
- (4) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 …金融庁が定める保守的な前提(期限前返済:3%、早期解約:34%)
- (5) 複数の通貨の集計方法及びその前提 …通貨毎に算出した Δ EVE及び Δ NIIが正となる通貨のみを単純合算
- (6) スプレッドに関する前提 …考慮しておりません
- (7) 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 …使用しておりません
- (8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明 …開示初年度であるため記載しておりません
- (9) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 …当期末の重要性テスト比率(金利リスク÷自己資本)は36.886%であり、監督上の基準値である20%を超えています。その主な要因は、収益の補完のために金利リスクをテイクし長期固定債を保有していることにありますが、収益の柱である貸出金の増強に加え各種施策により自己資本の積み上げを行い、将来の健全性を高めていくこととします。

2. 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる

Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

統合的リスク管理として、VaRなどで計測されるリスク量が年度毎に設定される配賦資本の範囲内に収まっているかのモニタリングを行っております。また、市場リスク管理として、BPVをはじめとする各種リスク指標、当組合のポートフォリオの特性に応じて設定する仮想的なストレスや過去のストレス事象による影響をモニタリングするほか、自己資本が枯渇するなど複数の重大な事象に至る金利変動幅をモニタリング(リバース・ストレステスト)しております。なお、計測等は総務企画部が月次で実施し、リスク管理委員会へ四半期毎に報告しております。

定量的な開示事項

IRRBB1:金利リスク

(単位:百万円)

| 項番 | イ | | ロ | | ハ | | ニ | |
|-------------|--------------|--|-------|--|--------------|--|-----|--|
| | Δ EVE | | | | Δ NII | | | |
| | 当期末 | | 前期末 | | 当期末 | | 前期末 | |
| 1 上方パラレルシフト | 2,101 | | | | 241 | | | |
| 2 下方パラレルシフト | - | | | | △228 | | | |
| 3 スティープ化 | 1,693 | | | | | | | |
| 4 フラット化 | | | | | | | | |
| 5 短期金利上昇 | | | | | | | | |
| 6 短期金利低下 | | | | | | | | |
| 7 最大値 | 2,101 | | | | 241 | | | |
| | ホ | | | | へ | | | |
| | 当期末 | | | | 前期末 | | | |
| 8 自己資本の額 | | | 5,696 | | | | | |

(注) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。なお、前年度開示しておりました旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額」(平成29年度)は、1,141百万円でございます。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係る99パーセントタイル値であり、当期末の Δ EVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の計数の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。

KEY WORD

■コア預金

明確な金利改定間隔のない要求性払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。当組合では①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、のうち最小の額と定義し、満期は最長5年までの期間に毎月均等に振分けています。(平均2.5年)

開示項目一覧

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条

| | 掲載ページ |
|-----------------------------------|-------|
| 【一.概況及び組織に関する事項】 | |
| イ 事業の組織 | 25 |
| ロ 理事及び監事の氏名及び役職名 | 25 |
| ハ 会計監査人の氏名又は名称 | 25 |
| ニ 事務所の名称及び所在地 | 53 |
| ホ 代理業者に関する事項 | 該当なし |
| 【二.主要な事業の内容】 | 25 |
| 【三.主要な事業に関する事項】 | |
| イ 直近の事業年度における事業の概況 | 34 |
| ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況 | |
| (1) 経常収益 | 34 |
| (2) 経常利益(損失) | 34 |
| (3) 当期純利益(損失) | 34 |
| (4) 出資総額、出資総口数 | 34 |
| (5) 純資産額 | 34 |
| (6) 総資産額 | 34 |
| (7) 預金積金残高 | 34 |
| (8) 貸出金残高 | 34 |
| (9) 有価証券残高 | 34 |
| (10) 単体自己資本比率 | 34 |
| (11) 出資に対する配当金 | 34 |
| (12) 職員数 | 34 |
| ハ 直近の2事業年度における事業の状況 | |
| ・主要な業務の状況を示す指標 | |
| 一 業務粗利益及び業務粗利益率 | 39 |
| 二 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 | 39 |
| 三 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘 | 39 |
| 四 受取利息及び支払利息の増減 | 39 |
| 五 総資産経常利益率 | 39 |
| 六 総資産当期純利益率 | 39 |
| ・預金に関する指標 | |
| 一 預金種目別の平均残高 | 40 |
| 二 固定金利、変動金利及びその他の区分ごとの定期預金の残高 | 40 |
| ・貸出金等に関する指標 | |
| 一 種類別平均残高 | 41 |
| 二 固定金利、変動金利の区分ごとの貸出金残高 | 41 |
| 三 担保の種類別貸出金残高及び債務保証見返額 | 41 |
| 四 使途別残高 | 41 |
| 五 業種別残高・構成比 | 41 |
| 六 預貸率(期末残高・期中平均) | 39 |
| ・有価証券に関する指標 | |
| 一 商品有価証券の種類別平均残高 | 該当なし |
| 二 種類別の残存期間別残高 | 43 |
| 三 種類別平均残高 | 43 |
| 四 預証率(期末残高・期中平均) | 39 |
| 【四.事業の運営に関する事項】 | |
| イ リスク管理の体制 | 21,22 |
| ロ 法令遵守の体制 | 16~19 |
| ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 | 7~12 |
| ニ (2) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 | 20 |
| 【五.直近2事業年度における財産の状況】 | |
| イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 | 35~38 |
| ロ リスク管理債権 | |
| (1) 破綻先債権 | 42 |
| (2) 延滞債権 | 42 |
| (3) 3ヶ月以上延滞債権 | 42 |
| (4) 貸出条件緩和債権 | 42 |
| ニ 自己資本の充実の状況 | 右列参照 |
| ホ 有価証券等の取得(契約)価額、時価及び評価損益 | |
| (1) 有価証券 | 43 |
| (2) 金銭の信託 | 43 |
| (3) 先物取引、デリバティブ取引等 | 43 |
| ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 48 |
| ト 貸出金償却の額 | 48 |
| チ 会計監査人による監査 | 38 |
| 【六.報酬等に関する事項】 | 26 |

同条第1項第5号ニ(自己資本の充実の状況)について 金融庁長官が別に定める事項

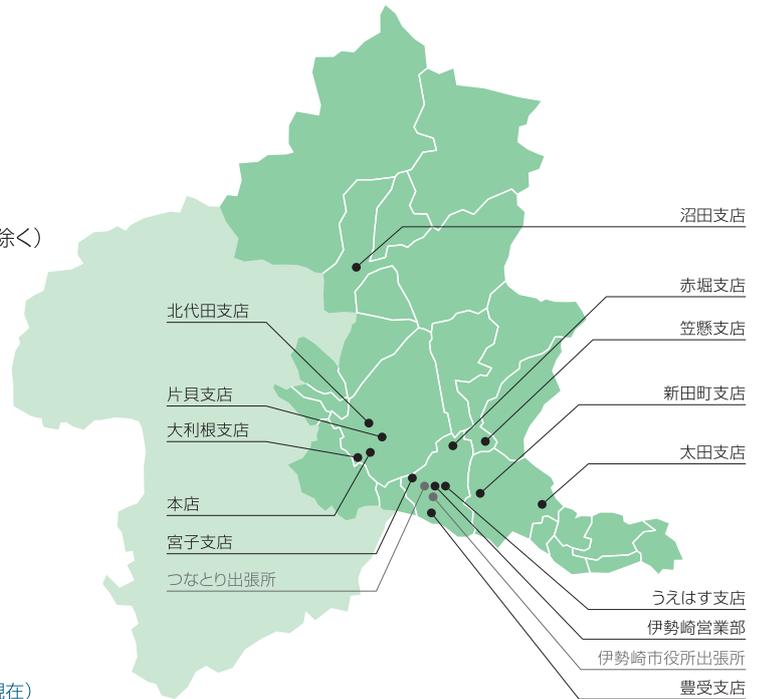
| | 掲載ページ |
|---|-------|
| 【自己資本の構成に関する開示事項】 | |
| 単体自己資本比率(附則別紙様式第一号) | 46 |
| 【定性的な開示事項】 | |
| 一 自己資本調達手段の概要 | 45 |
| 二 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 | 45 |
| 三 信用リスクに関する事項 | |
| ・リスク管理の方針及び手続の概要 | 22 |
| ・リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 | 45 |
| 四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 49 |
| 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 49 |
| 六 証券化エクスポージャーに関する事項 | 50 |
| 七 オペレーショナル・リスクに関する事項 | |
| ・リスク管理の方針及び手続の概要 | 22 |
| ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 | 22,47 |
| 八 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 50 |
| 九 金利リスクに関する事項 | |
| ・リスク管理の方針及び手続の概要 | 51 |
| ・金利リスクの算定手法の概要 | 51 |
| 【定量的な開示事項】 | |
| 一 自己資本の充実度に関する事項 | |
| ・信用リスクに対する所要自己資本の額 | 47 |
| ・ポートフォリオの区分ごとの内訳 | 47 |
| ・証券化エクスポージャーの額 | 47 |
| ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額 | 47 |
| ・オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 | 47 |
| ・単体自己資本比率の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額 | 47 |
| 二 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く) | |
| ・信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳 | 48 |
| ・信用リスクエクスポージャーの額及び主な種類別の内訳…地域別 | 48 |
| ・信用リスクエクスポージャーの額及び主な種類別の内訳…業種別 | 48 |
| ・信用リスクエクスポージャーの額及び主な種類別の内訳…残存期間別 | 48 |
| ・3ヶ月以上延滞エクスポージャーの額…地域別 | 該当なし |
| ・3ヶ月以上延滞エクスポージャーの額…業種別 | 48 |
| ・一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 48 |
| ・個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…地域別 | 該当なし |
| ・個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…業種別 | 48 |
| ・業種別の貸出金償却の額 | 48 |
| ・リスク・ウェイトの区分ごとの残高 | 49 |
| 三 信用リスク削減手法に関する事項 | 49 |
| 四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | 該当なし |
| 五 証券化エクスポージャーに関する事項 | 該当なし |
| 六 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 | |
| ・貸借対照表計上額及び時価 | 50 |
| ・売却及び償却に伴う損益の額 | 50 |
| ・貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 | 50 |
| ・貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 | 50 |
| 七 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額 | 50 |
| 八 金利リスクに関する事項 | 51 |

その他の開示項目

| | |
|---|-------|
| 1. 「地域密着型金融」に関する事項 (「金融仲介機能のベンチマーク」に関する事項) | 7~12 |
| 2. 「経営者保証に関するガイドライン」に関する事項 | 12 |
| 3. 「金融円滑化法」に関する事項 | 12 |
| 4. お客様本位の業務運営についての基本方針 | 18 |
| 5. 総代に関する事項 | 23,24 |
| 6. 財務諸表の正確性の確認 | 38 |
| 7. 金融再生法開示債権(及びリスク管理債権)の保全状況 | 42 |

営業地区

- 伊勢崎市 ●前橋市
- 高崎市(旧多野郡新町・吉井町及び旧群馬郡箕郷町・倉渕村を除く)
- 桐生市 ●太田市 ●沼田市
- 渋川市(旧北群馬郡伊香保町・子持村・小野上村を除く)
- 館林市 ●みどり市 ●佐波郡全域 ●邑楽郡全域
- 利根郡全域 ●北群馬郡榛東村・吉岡町



店舗・店外ATM一覧 (平成31年3月31日現在)

店舗一覧

| 店名 | 所在地 | 電話番号 | ATMの稼動状況・台数他 |
|--------|------------------|--------------|-----------------------|
| 本店 | 前橋市六供町 856-1 | 027-223-9700 | 8:00~21:00(年中無休) 2台 ★ |
| 伊勢崎営業部 | 伊勢崎市緑町 5-5 | 0270-24-1001 | 8:00~21:00(年中無休) 2台 |
| 豊受支店 | 伊勢崎市除ケ町 243 | 0270-32-0187 | 8:00~21:00(年中無休) 2台 |
| 赤堀支店 | 伊勢崎市西久保町 2-114-1 | 0270-62-1121 | 8:00~21:00(年中無休) 2台 |
| 笠懸支店 | みどり市笠懸町久宮 68-34 | 0277-76-4611 | 8:00~21:00(年中無休) 1台 |
| うえはす支店 | 伊勢崎市下植木町 402-4 | 0270-23-6331 | 9:00~18:00(平日のみ) 1台 |
| 太田支店 | 太田市下小林町 64-8 | 0276-45-0001 | 9:00~18:00(平日のみ) 1台 |
| 新田町支店 | 太田市新田大根町 107-15 | 0276-57-3950 | 9:00~18:00(平日のみ) 1台 |
| 宮子支店 | 伊勢崎市宮子町 3525-3 | 0270-23-8848 | 8:00~21:00(年中無休) 2台 |
| 北代田支店 | 前橋市北代田町 680-1 | 027-231-9863 | 9:00~18:00(平日のみ) 1台 |
| 片貝支店 | 前橋市西片貝町 1-322-7 | 027-231-6592 | 9:00~18:00(平日のみ) 1台 |
| 大利根支店 | 前橋市下新田町 460-155 | 027-253-0088 | 9:00~18:00(平日のみ) 1台 |
| 沼田支店 | 沼田市西原新町 1512-11 | 0278-22-4401 | 8:00~21:00(年中無休) 1台 |

*全店舗(店外ATM含む)のATMで、普通預金のご入金・ご出金の他、お振込み・通帳式定期預金のお預け入れもご利用いただけます。
 ★全自動貸金庫設置店(ご契約要)。ATMと同じ時間帯にご利用いただけます。

店外ATM

| 店名 | 所在地 | ATMの稼動状況・台数 |
|-----------|--------------------|---------------------|
| 伊勢崎市役所出張所 | 伊勢崎市今泉町2-410(本館1階) | 8:00~18:00(平日のみ) 1台 |
| つなとり出張所 | 伊勢崎市連取町1901-9 | 8:00~21:00(年中無休) 1台 |

お問い合わせ・ご相談窓口

| | | |
|------------------------------|------------------|---------------|
| 当組合へのご意見・要望など(人事部) | ☎0120-705414 | 平日 9:00~17:00 |
| キャッシュカードの紛失・盗難等に遭われた場合の緊急連絡先 | ☎0120-860199 | 24時間対応(注) |
| インターネットバンキングに関するお問い合わせ(業務部) | ☎0120-242808 | 平日 9:00~17:00 |
| 採用に関するお問い合わせ(人事部) | TEL.0270-24-1002 | 平日 9:00~17:30 |

(注)平日9:00~17:30(当組合営業時間内)はお取引店舗までご連絡ください。

あかぎ信用組合 平成30年度の概況

DISCLOSURE 2019



編集 総務企画部
令和1年7月発行

本部 〒372-0043 群馬県伊勢崎市緑町5-5
TEL.0270-24-1002 FAX.0270-24-1974

<http://www.skibank.co.jp/akagi>



AKG 地域を活性化したい
ACTIVE + KIND + GROW いつも優しくありたい
ともに成長したい

 **あかぎ信用組合**

Shinkumi Bank

